# 日の出町一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

日の出町

# 目 次

第1章	計画の基本的事項	1
第1食	節 計画改定の趣旨	1
第21	節 計画の位置付け	3
第 3 筤	節 計画の対象区域	4
第 4 旬	節 計画期間	4
第5額	節 点検、評価及び見直し	4
第2章	計画策定の背景	5
第1食	節 地域特性	5
1.	自然的特性	5
2.	気象	6
3.	水象、水域環境、水質保全の状況	7
4.	社会的特性	8
5.	歴史・文化	14
6.	市街地・集落	15
7.	交通	15
第 2 箕	節 将来計画	16
第3頁	節 ごみ処理行政の動向	17
1.	国の目標	17
2.	東京都の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第3章	ごみ処理の現状と課題	19
第1食	節 ごみ処理の沿革	19
第2旬	節 ごみ処理の現状	20
1.	分別区分と排出方法	20
2.	処理フロー	22
3.	処理体制	23
4.	中間処理の概要	24
5.	最終処分の概要	26
6.	排出抑制対策の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
7.	排出量の実績	34
8.	処理・処分の実績	37
9.	ごみ処理の評価	39
第3旬	節 目標達成状況と課題	40
1.	排出抑制	40
2.	収集・運搬	
3.	最終処分	
4.	処理経費	43

第	4 章	これの理基本計画	44
ģ	第 1	節 基本理念と基本方針	44
ģ	有 2	2節 ごみ排出量及び処理量の見込み	46
	1.	. 推計方法	46
	2.	. 人口の見通し	47
	3.	. モデルケースの設定	48
	4.	. 現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処分量の見通し(ケース1)	49
	5.	. 現在実施している施策を強化した場合のごみ排出量、処分量の見通し(ケース2)	53
	6.	. 新たな施策を追加した場合のごみ排出量、処分量の見通し(ケース3)	57
	7.	. 各ケースの比較結果	61
	8.	. 目標値の達成	62
ģ	第 3	3 節 発生抑制・排出抑制計画	63
	1.	. 循環型社会の形成	63
	2.	. 適正処理・処分の推進	66
	3.	. 生活環境・自然環境の確保	67
	4.	. 減量化・資源化のための役割分担	67
Ś	<b>頛</b> 4	l 節   収集・運搬計画	68
	1.	. 収集対象区域	68
	2.	. 分別収集区分	68
	3.	. 収集・運搬量	69
	4.	. 資源化ルート	69
Ś	第 5	5 節 中間処理計画	70
	1.	. 中間処理方法	70
	2.	. 中間処理量	70
Š	<b>第</b> 6	<b>)節  最終処分計画</b>	71
	1.		
	2.		
É	<b>有</b> 7	<sup>7</sup> 節 その他の廃棄物対策	
	1.	74 D D D D D D D D D D D D D D D D D D D	
	2.		
第:	5 章	章 生活排水処理基本計画	
Ś	第 1	節 生活排水処理の現状	73
	1.	72 - 111 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	
	2.		
	3.	··	
	4.		
	5.		
	6.		
	7.	. 生活排水処理の課題	78

	第2質	5 生活排水処理基本計画	. 79
	1.	基本方針	
	2.	目標年度	. 79
	3.	生活排水処理形態別人口の見込み	. 80
	4.	収集・運搬計画	. 81
	5.	中間処理計画	. 81
	6.	資源化·有効利用計画	. 81
	7.	生活排水処理区域計画	
	8.	その他検討すべき事項	. 82
_	資料網	<del>-</del>	
	1.	ごみ排出量のトレンド予測資料	-1
	2.	処理形態別人口のトレンド予測	-6
	3.	処理形態別人口の予測結果 資料	<b>-9</b>

# 第1章 計画の基本的事項

#### 第1節 計画改定の趣旨

日の出町一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

日の出町(以下「本町」という。)は、本町とあきる野市、檜原村の3市町村で西秋川衛生組合(以下「組合」という。)を昭和48年7月に設立し、平成23年10月に奥多摩町が加わり、平成26年度から4市町村によるごみ処理を行ってきました。また、本町では、平成30年3月に一般廃棄物処理基本計画(以下「前計画」という。)を策定し、住民や事業者、組合とともに、3Rの推進、適正な処理・処分を進めてきました。

ごみ処理においては、資源の分別収集や集団回収等を実施し、ごみの減量化・資源化に係る施策を展開してきましたが、今後の社会・経済情勢の変化や様々な問題などに対応した循環型社会の構築を目指すためには、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化を推進していくとともに、適正な処理をしていく必要があります。

一方、生活排水処理においては、公共用水域の汚濁の多くが生活排水に起因していることから、積極的な生活排水対策を迫られており、河川の水質環境保全を推進していくことがますます重要となっています。し尿処理については、秋川衛生組合の解散に伴い平成27年4月から組合において事務を承継しています。し尿を処理するだけではなく、発生した汚泥を奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場の余剰汚泥とともに、平成31年3月から稼働した汚泥再生処理センターで資源化しています。

国では、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された持続可能でより良い世界を目指す国際目標(SDGs)<sup>1</sup>に取り組んでいます。特に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。)が令和元年 10 月に施行され、国や自治体、企業、消費者が食品ロスの削減に取り組んでいます。また、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元年 5 月に策定され、令和 4 年 4 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和 3 年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。)が施行され、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の解決を図ろうとしています。

東京都では、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を令和3年9月に策定し、持続可能な 都市の構築を加速させる「サステナブル・リカバリー」の視点で、政策を展開しています。

また、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」という。)の拡大に伴い、新しい生活様式が定着し、ごみの排出量に変化が生じました。

このように、計画策定の前提となっている諸条件が変動していることから、これまでの 廃棄物施策に関する評価を行うとともに、前計画の見直しを行うこととしました。

-

<sup>1</sup> 平成 27年(2015年)9月に国連サミットで採択された国際社会共通の目標

# 持続可能な開発目標「SDGsエス・ディー・ジーズ」

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

# SUSTAINABLE GOALS



- 1. 貧困の撲滅
- 2. 飢餓撲滅、食料安全保障
- 3. 健康·福祉
- 4. 万人への質の高い教育、生涯学習
- 5. ジェンダー平等
- 6. 水・衛生の利用可能性
- 7. エネルギーへのアクセス
- 8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
- 9. 強靭なインフラ、工業化・イノベーション
- 10. 国内と国家間の不平等の是正
- 11. 持続可能な都市
- 12. 持続可能な消費と生産
- 13. 気候変動への対処
- 14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
- 15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
- 16. 平和で包摂的な社会の促進
- 17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

# そのうち、本計画に関するもの



# 第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画で、一般廃棄物処理行政における事項を具体化するための施策方針を示しています。

なお、本計画は、ごみの処理に関する基本計画である「ごみ処理基本計画」と生活排水の 処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の2つの基本計画で構成されます。 本計画の位置付けを図1-1に示します。

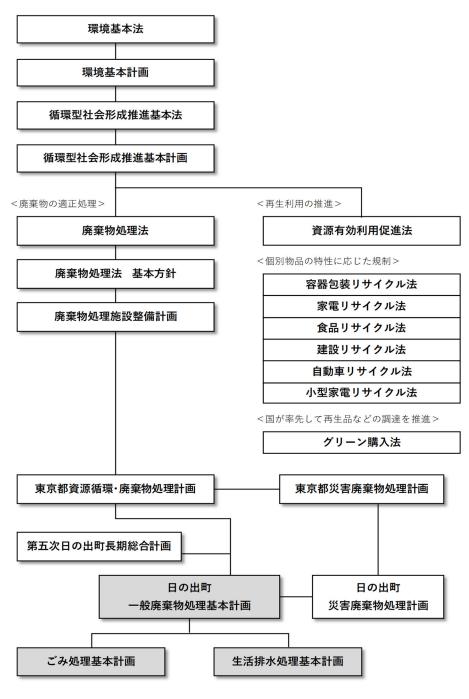


図 1-1 本計画の位置付け

# 第3節 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

#### 第4節 計画期間

「ごみ処理基本計画策定指針(平成28年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)」及び「生活排水処理基本計画策定指針(平成2年10月厚生省生活衛生局水道環境部)」では、目標年度は、計画策定時から10~15年後程度とされています。また、前計画では計画目標年度を令和14年度としていました。

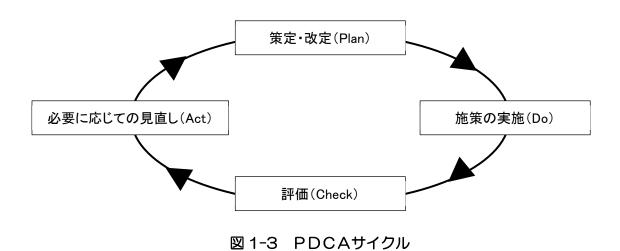
そこで、本計画の計画目標年度を令和 14(2032)年度とします。また、前計画の中間目標年度が令和 7(2025)年度であったことから、中間目標年度を令和 7年度とします。

年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
十茂	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)
						計画期間					
内容・計画期間	計画策定			中間目標年度		見直し(予定)					計画目標年度

図 1-2 計画期間と計画目標年度

# 第5節 点検、評価及び見直し

今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね5年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。



# 第2章 計画策定の背景

# 第1節 地域特性

# 1. 自然的特性

本町は、都心から約50kmの距離に位置し、秩父多摩甲斐国立公園の表玄関口に当たります。

また、多摩川と秋川の中間に位置し、町の西側には町名の由来となった日の出山(標高902m)がそびえ、町の中心を西から東へ平井川が流れています。

一方、本町の産業は首都圏中央連絡自動車道「日の出 I C」を中心とした、工業用地の 形成、大型ショッピングモール、森林資源を利用した林業・木材加工及び農家が地域経済 を支えています。

本町の位置を図2-1に示します。



図 2-1 本町の位置

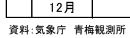
#### 2. 気象

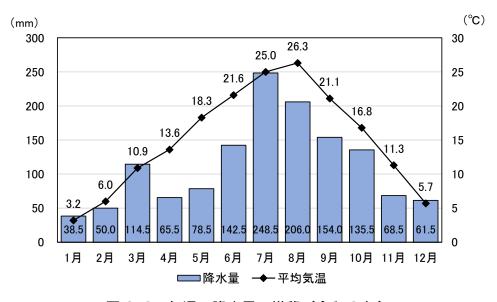
気温・降水量の推移を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

令和3年における気候は、平均気温が15.0℃と比較的温暖です。また、同年の年間降水量は、1,363.5mmと例年に比べ平均的な値となっています。

気温(℃) 降水量 年 (mm) 平均 最高 最低 平成29年 -6.51,412.5 14.4 37.2 平成30年 15.4 40.8 -9.31,401.0 令和元年 15.0 37.2 -5.1 2,198.5 令和2年 15.1 39.6 -6.61,613.0 令和3年 15.0 37.8 -7.3 1,363.5 17.8 -7.31月 3.2 38.5 -5.0 2月 6.0 21.6 50.0 3月 10.9 24.1 -0.9114.5 3.5 4月 13.6 26.6 65.5 5月 18.3 29.0 7.2 78.5 142.5 31.4 14.0 6月 21.6 7月 25.0 35.8 18.8 248.5 17.9 8月 26.3 37.8 206.0 9月 21.1 31.3 14.5 154.0 135.5 10月 16.8 30.2 4.8 68.5 11月 11.3 21.7 -1.5

表 2-1 気温・降水量の推移





19.9

5.7

-6.7

61.5

図 2-2 気温・降水量の推移(令和3年)

#### 3. 水象、水域環境、水質保全の状況

本町の主な河川には、町の中心を西から東へ流れている平井川があり、平井川の主な 支流としては、右岸では滝本沢、焼岩沢、タルクボ沢、左岸では大入沢、北大久野川、玉 の内川、谷戸川などがあります。

本町では年4回、平井川の13地点で水質検査を実施しています。令和3年度においては、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質量(SS)、溶存酸素量(DO)については、全調査地点において全て環境基準を満たしていました。生物化学的酸素要求量(BOD)については、環境基準の範囲内であった地点は52地点中43地点、適合率83%であり、環境基準を上回った地点は、5月度、11月度において環境基準を超過していました。大腸菌群数(MPN)については、環境基準の範囲内であった地点は52地点中0地点で適合率0%でしたが、この試験で検出される大腸菌群数とは、乳糖を分解して酸とガスを生成する通性嫌気性細菌群の総称であり、検出値のすべてが人畜の糞便由来とは限らず、流域の土壌の流入や流域に生息する動物、鳥類の影響も考えられます。

水質検査の項目及び採水場所を表 2-2 及び図 2-3 に示します。

生活環境の	水素イオ	ン濃度(pH)	生物化学	生物化学的酸素要求量(BOD)					
保全に	浮遊物	質量(SS)	大服	大腸菌群数(MPN)					
関する項目	化学的酸素	要求量(COD)	溶	存酸素量(DO)					
一般項目	外観	透視度	濁度	電気伝導率					
— 放垻日 	水温	気温	流量	糞便性大腸菌群数					

表 2-2 水質検査の項目

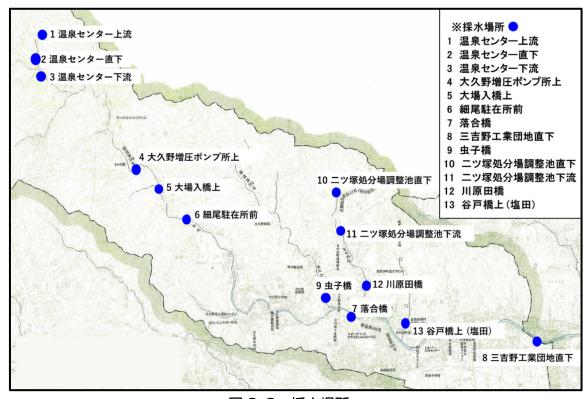


図 2-3 採水場所

# 4. 社会的特性

# (1) 人口及び世帯数

人口及び世帯数の推移を表 2-3 及び図 2-4 に示します。

人口は、平成 29 年度以降、減少傾向にあります。令和 3 年度の人口は、16,551 人となっています。

世帯数は増加傾向、1世帯当たりの人員は、減少傾向で推移しています。

表 2-3 人口及び世帯数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)
平成24年度	16,893	7,096	2.38
平成25年度	16,952	7,161	2.37
平成26年度	16,961	7,261	2.34
平成27年度	17,001	7,337	2.32
平成28年度	17,025	7,413	2.30
平成29年度	16,984	7,452	2.28
平成30年度	16,781	7,403	2.27
令和元年度	16,746	7,448	2.25
令和2年度	16,594	7,428	2.23
令和3年度	16,551	7,463	2.22

資料:東京都の統計「住民基本台帳による世帯と人口」(各年10月1日)

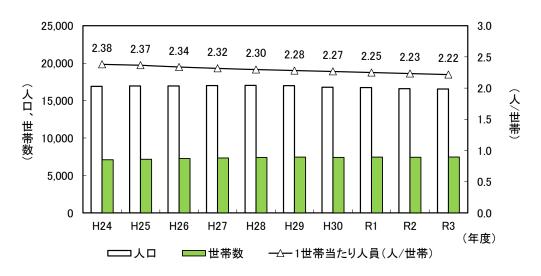


図 2-4 人口及び世帯数の推移

#### (2) 5歳階級別人口

本町の5歳階級別人口を表2-4及び図2-5に示します。

階級構成をみると、男性、女性ともに 70~74 歳の階級が最も多くなっており、高齢 化が進んでいることが伺えます。

表 2-4 5 歳階級別人口

(単位:人) 男性 女性 0~4歳 276 224 年少人口 -5**~**9歳 456 1,181 406 1,065 10~14歳 449 435 15~19歳 410 346 20~24歳 384 298 25~29歳 274 246 291 30~34歳 328 35~39歳 412 447 生産年齢人口 4,339 3,987 40~44歳 547 526 45~49歳 651 556 50~54歳 563 459 \_\_\_\_ 55~59歳 415 382 60~64歳 392 399 469 65~69歳 528 70~74歳 742 871 75~79歳 673 674 老年人口 2,646 3,331 80~84歳 413 497

226

123

8,166

396

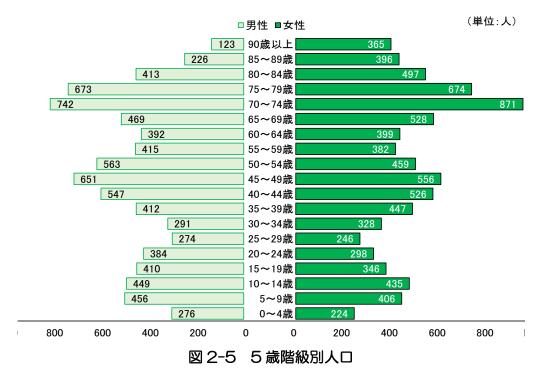
365 8,383

資料:東京都の統計「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(令和4年1月)

85~89歳

90歳以上

総数



# (3) 人口動態

本町の人口動態の推移を表 2-5 及び図 2-6 に示します。

本町の人口動態は、過去5年間で自然増減は令和3年が最も減少し、社会増減では 令和3年が最も増加しています。

表 2-5 人口動態の推移

(単位:人)

年	自然増減				社会増減	その他	計		
#	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	その他	āl	
平成29年	111	349	△238	675	630	45	137	△56	
平成30年	94	333	△239	594	605	Δ11	23	△227	
令和元年	93	356	△263	741	537	204	22	△37	
令和2年	85	338	△253	642	522	120	26	△107	
令和3年	82	352	△270	688	475	213	18	△39	

資料:東京都の統計「人口の動き」

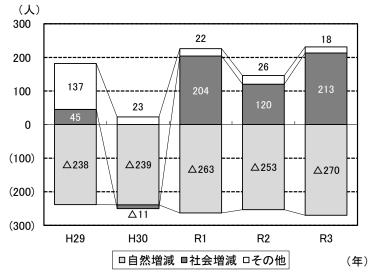


図 2-6 人口動態の推移

# (4) 就業構造

本町の産業大分類別の従業者数の推移を表 2-6 及び図 2-7 に示します。

また、産業別従業者数の構成割合を表 2-7 及び図 2-8 に示します。

産業別人口は、平成12年以降全体で減少しており、令和2年における全産業従業者に占める各産業別就業者の割合は、第一次産業が2.1%、第二次産業が25.3%、第三次産業が72.6%となっています。

表 2-6 産業大分類別の従業者数の推移

(単位:人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	186	197	150	150	137
第二次産業	2,780	2,304	1,913	1,828	1,627
第三次産業	4,932	5,018	5,096	4,932	4,672
総数	7,898	7,519	7,159	6,910	6,436

資料:国勢調査(分類不能の産業を除く)

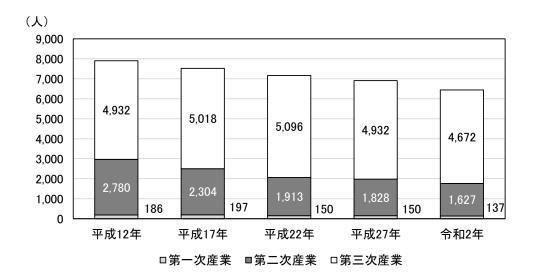


図 2-7 産業大分類別の従業者数の推移

表 2-7 産業別従業者数の構成割合(令和 2 年)

(単位:人)

	日の	出町
	従業者数	割合
従業者数	6,436	100.0%
第一次産業	137	2.1%
農業、林業	135	2.1%
漁業	2	0.0%
第二次産業	1,627	25.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.1%
建設業	618	9.6%
製造業	1,004	15.6%
第三次産業	4,672	72.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	33	0.5%
情報通信業	118	1.8%
運輸業、郵便業	332	5.2%
卸売業、小売業	873	13.6%
金融業、保険業	73	1.1%
不動産業、物品賃貸業	98	1.5%
学術研究、専門・技術サービス業	154	2.4%
宿泊業、飲食サービス業	356	5.5%
生活関連サービス業、娯楽業	314	4.9%
教育、学習支援業	264	4.1%
医療、福祉	1,320	20.5%
複合サービス事業	41	0.6%
サービス業	492	7.6%
公務	204	3.2%

資料:国勢調査(分類不能の産業を除く)

<sup>※</sup> 割合は四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

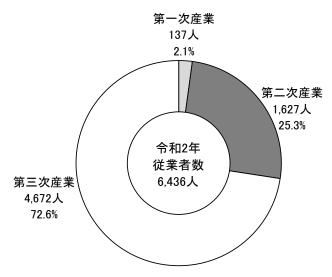


図 2-8 産業大分類別の従業者数の構成割合(令和2年)

# (5) 土地利用

本町の地目別面積の推移を表 2-8 及び図 2-9 に示します。 令和 3 年では、山林が 55.5%を占めており、次いで宅地が 15.3%となっています。

表 2-8 地目別面積の推移

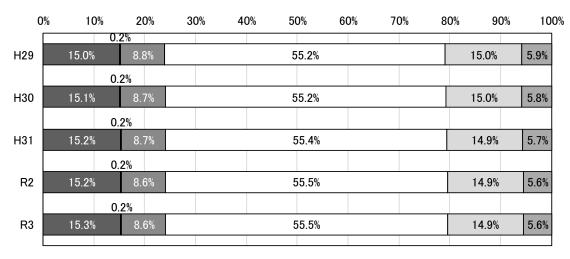
(単位:ha)

										(+ E.III)	
年	総数	宅地					⊞	畑	山林	その他	免税点
		ָם נ	商業地区	工業地区	住宅地区	その他	1	,-	Ī	1	未満
H29	1,625.54	243.23	11.04	18.24	133.92	80.03	2.69	143.51	897.17	243.02	95.91
H30	1,625.85	246.08	11.02	18.91	134.32	81.83	2.69	141.94	897.40	243.23	94.50
H31	1,630.49	247.59	11.02	18.91	135.08	82.58	2.69	141.28	902.55	243.19	93.19
R2	1,630.09	248.05	11.02	18.91	135.57	82.55	2.69	140.43	904.06	243.01	91.84
R3	1,630.00	248.61	11.02	18.91	135.99	82.69	2.69	139.82	904.77	243.17	90.93

資料:東京都統計年鑑

(各年1月1日現在)

※固定資産税の対象となる土地面積であり、固定資産税が非課税とされている土地は除かれています。四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。



■宅地 ■田 ■畑 □山林 □その他 □免税点未満

※小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならない場合があります。

図 2-9 地目別面積の推移

#### 5. 歴史・文化

明治26年、三多摩郡(西多摩・南多摩・北多摩)が神奈川県より東京府に編入し、昭和30年に大久野村と平井村が合併して日の出村となり、昭和49年に町制施行をして日の出町となりました。現在、平井地区は三吉野工業団地や三吉野桜木土地区画整理事業に伴う大規模小売店の出店により住宅地や工業地など都市市街地へと発展し、大久野地区は良好な自然環境をベースにして、つるつる温泉や各種観光施設を配置した観光ゾーンとして位置づけられています。また、平成19年には、下水道普及率が100%に達して清流平井川が甦り、住民の愛着や憩いの場所となっています。

本町の地形には、山地や丘陵と台地、水源地を有する河川など、多摩地域の地形的な特徴が凝縮されており、複雑で多様な地形的特徴から、人々の暮らしや営み、土地への働きかけも様々で、個性的な歴史文化を育んできました。

本町の文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、天然記念物、文化的景観、伝統的建造物群密集などが存在しており、周辺環境に溶け込み一体となっているものが多く、独特な景観を形成しています。なかでも指定文化財は、住民代表で構成される文化財保護審議会の答申に基づき設定されており、大久野地区(天然記念物)、平井地区(無形民俗)の文化財の種別による違いは、地区の歴史文化の個性や特徴を示すものでもあります。

大久野地区では、幸神神社のシダレアカシデ(国指定)、大久野のフジ(都指定)、高原 社のスギ、赤保谷家のヒイラギ、濱中家のサルスベリ、羽生地区のヒメザゼンソウ(町指 定)などの樹木や植物を中心とした天然記念物が指定されています。

一方、平井地区では、下平井の鳳凰の舞(ユネスコ無形文化遺産、国指定重要無形民俗)、加美町、志茂町の山車(町指定有形民俗)、重松流祭り囃子(町指定無形民俗、認定3団体)など、平井宿に関連した無形民俗文化財が多く指定されています。

#### 6. 市街地·集落

本町の地区別人口の推移を表 2-9 に示します。

町内のほとんどの地域で人口は減少していますが、谷ノ入、萱窪、新井などでは増加傾向にあります。

表 2-9 地区別人口の推移

			平成	29年	平成	30年	令和	元年	令和	12年	令和	13年
大 字		自治会(地域)	人口 (人)	世帯数 (世帯)								
	1	谷ノ入	255	102	262	104	288	112	300	116	302	115
	2	宮本・足下田	496	192	507	198	504	200	499	199	500	198
	3	谷 戸	811	531	825	541	839	538	818	512	791	494
	4	狩宿•中野	1,059	478	1,057	485	1,056	494	1,060	505	1,035	496
   平 井	5	本 宿	1,527	608	1,471	581	1,460	591	1,459	595	1,474	617
' ''	6	道 場	1,252	513	1,227	512	1,218	514	1,215	513	1,210	521
	7	上 宿	719	311	688	296	677	291	671	290	671	296
	8	下 宿	1,667	666	1,645	660	1,653	666	1,672	684	1,686	689
	9	下平井	871	367	893	385	901	385	881	381	861	378
	10	下平井	786	365	779	360	754	357	746	351	776	370
	11	落 合	850	407	822	395	801	388	775	380	778	379
	12	萱 窪	954	334	943	340	995	359	1,013	365	1,008	367
	13	羽 生	618	302	606	282	612	290	593	292	581	286
	14	幸神	670	341	662	340	647	338	646	338	649	344
	15	新井	464	178	479	184	474	184	474	187	484	190
大久野	16	岩 井	84	36	85	38	75	34	66	30	68	33
八八卦	17	細 尾	279	161	276	157	278	154	267	143	261	142
	18	肝要・松尾・三ッ沢	171	78	160	70	159	73	148	72	141	72
	19	長 井	119	59	114	58	111	55	110	54	105	53
	20	水口	165	69	161	70	156	68	150	70	153	72
	21	坊平·北原·坂本	565	224	553	223	536	225	528	220	520	219
	22	玉の内	312	137	316	140	303	138	298	138	290	134
	24	日の出団地	526	227	519	225	513	226	497	225	504	227
	25	日の出団地	509	225	503	224	497	223	486	219	481	220
平井	26	日の出団地	578	253	581	256	583	261	574	264	575	264
	27	三吉野	239	103	235	104	230	104	224	103	221	105
	28	三吉野	438	185	412	175	426	180	424	182	426	182
		計	16,984	7,452	16,781	7,403	16,746	7,448	16,594	7,428	16,551	7,463

資料:日の出町「自治会別人口集計表」(各年10月1日)

# 7. 交通

町内の主要な道路は、東西軸として都道第 165 号伊奈・福生線と同第 184 号奥多摩・あきる野線、南北軸として主要地方道第 31 号青梅・あきる野線と都道第 185 号山田・平井線及び同第 251 号青梅・日の出線があり、隣接都市との連絡機能や鉄道駅との連絡機能を担っています。また、平成 14 年 3 月に首都圏中央連絡自動車道、日の出 I Cが開設され、現在では、関越道、中央道ともに接続しており、I C 周辺の土地活用が進められています。

町内のバス路線は、福生市・日の出町・あきる野市間を結ぶ「路線バス」を民間が運行しており、交通空白地、病院・商業施設・駅周辺などを結ぶ「コミュニティバス」を本町が運行して、利便性を高めています。

# 第2節 将来計画

本町では、「安心・躍進・自立のまち」の実現に向け、「第五次日の出町長期総合計画」 を策定しました。ごみや生活排水に関連する主な施策を以下に抜粋します。

#### 「第五次日の出町長期総合計画」

令和2年度~令和7年度

#### 目標とする姿

町民のごみの減量化やリサイクル意識が向上し、環境に優しい取組を進めています

#### 施策展開

- 1 ごみの適正処理
- 2 町民、行政、事業者の三者協力による3Rの推進
- 3 ごみの戸別収集・有料化の検証

# 主な視点

ごみに関する施

ごみ収集量:令和4年度4,700トン 総資源化率:令和4年度31.8% 一般廃棄物組成調査:公表・活用

#### SDGsの視点



7:エネルギーへのアクセス 9:強靭なインフラ、工業化、イノベーション 11:持続可能な都市 12:持続可能な消費と生産 13:気候変動への対処

#### 目標とする姿

生活に欠かせないインフラが維持され続けています

#### 施策展開

- 1 し尿の適正処理
- 2 下水道施設の維持管理の推進
- 3 下水道経営の安定化
- 4 下水道接続率向上の推進

#### 主な視点

水洗化率: 令和4年度97.7%

#### SDGsの視点



6:水・衛生の利用可能性 9:強靭なインフラ、工業化、イノベーション 11:持続可能な都市 14:海洋と海洋資源を保全・持続可能な利用

排

水に関

ける施

#### 第3節 ごみ処理行政の動向

#### 1. 国の目標

国は、「廃棄物処理法」第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その 適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28 年1月21日環境省告示第7号。以下「廃棄物処理法の基本方針」という。)において、 一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

廃棄物処理法の基本方針の目標年度は令和2年度ですが、令和2年度以降は、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定。以下「第四次循環基本計画」という。)等の目標を参考にして施策を進めていくこととしました。

廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の数値目標を表 2-10 に示します。

12 TO 175	我 2 TO							
指標	数値目標							
ごみ排出量	平成24年度と比較し、令和2年度において約12%削減 1人1日当たり家庭系ごみ500g/人日							
再生利用の割合*	平成24年度と比較し、令和2年度において6ポイント増加の約27%							
最終処分量	平成24年度と比較し、令和2年度において約14%削減							

表 2-10 廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の数値目標

また、国は、循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」 という。)第 15 条第 1 項に基づき、平成 30 年度に第四次循環基本計画を策定し、一般廃 棄物の減量化等に関する取組目標を設定しています。

第四次循環基本計画の数値目標を表 2-11 に示します。

ひと 11 おこの格象主作品 20 数億日 版						
指標	数値目標					
ごみ排出量	約850g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約8%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約28%削減					
家庭系ごみ(資源除く)	約440g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約13%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約33%削減					
事業系ごみ	約1,100万t 平成28年度と比較し、令和7年度において約15%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約39%削減					

表 2-11 第四次循環基本計画の数値目標

<sup>※</sup>再生利用の割合は、資源化率を表します。

# 2. 東京都の目標

東京都は、令和3年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しています。これまでのリデュース・リユース・リサイクルの3Rをはじめとした資源循環社会づくりの取組を更に推し進め、廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、「持続可能な資源利用の実現」「廃棄物処理システムのレベルアップ」「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げ、持続可能な社会の構築に取り組むこととしています。

東京都の数値目標を表 2-12 に示します。

表 2-12 東京都の数値目標

項目	目標値
一般廃棄物排出量	令和12年度に410万t
一般廃棄物再生利用率	令和12年度に37%
一般廃棄物最終処分量	令和12年度に19万t
プラスチック焼却削減量 (平成29年度比)	令和12年度に40%削減
食品ロス削減量	令和12年度に82千t削減(家庭系)

# 第3章 ごみ処理の現状と課題

#### 第1節 ごみ処理の沿革

昭和48年7月に秋川市、五日市町(平成7年9月合併、現あきる野市)、日の出村(現日の出町)及び檜原村で組合を設立し、昭和52年度に焼却能力150t/日の焼却処理施設が完成し、昭和53年度には粗大ごみ処理施設と第1御前石最終処分場(施設)が完成しました。

平成4年度には、燃やせないごみの減容化と資源を効率よく資源化するために不燃物処理・資源化施設が完成し、平成12年度には当初設置した最終処分場の埋立が完了したため、 隣接して第2御前石最終処分場を設置しました。

その後、平成23年10月に、奥多摩町が組合に加入しました。

また、平成26年3月には、新ごみ処理施設として熱回収施設が完成しました。

なお、秋川衛生組合の解散に伴い、平成27年4月から組合において事務を継承し、し尿 処理業務を行っています。

年月日	内容
四年140年7月2日	西秋川衛生組合(構成市町村:秋川市、五日市町、日の出村及び檜原村)
昭和48年7月2日	が設立
昭和52年1月	焼却処理施設本体工事着手
昭和53年4月	焼却処理施設稼動処理能力:150t/日(75t炉×2基)
昭和54年1月	粗大ごみ処理施設完成処理能力:30t/日(5時間)
昭和54年3月	第1御前石最終処分場完成埋立容量:97,000m³
亚战4年0日	不燃物処理·資源化施設完成処理能力:不燃20t/日(5時間)資源20t/日
平成4年9月	(5時間)
平成13年3月	第2御前石最終処分場完成埋立容量:87,000m³
十八13年3月	第1御前石最終処分場埋立完了
平成23年10月	西秋川衛生組合に奥多摩町が加入
平成26年3月	西秋川衛生組合「熱回収施設」完成
平成26年4月	西秋川衛生組合「熱回収施設」運転開始
十八20年4月	日の出町のごみの戸別収集、有料化開始
平成27年4月	秋川衛生組合の解散に伴い、し尿処理業務を実施
平成28年3月	西秋川衛生組合「リサイクル施設」完成
平成31年3月	西秋川衛生組合「汚泥再生処理センター」完成

# 第2節 ごみ処理の現状

# 1. 分別区分と排出方法

本町では、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源(缶・金属類、びん類、新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック、布類、ペットボトル、白色トレイ、使用済小型電子機器)」「有害ごみ」「粗大ごみ」の区分で排出しています。また、粗大ごみ以外を戸別収集方式とした収集形態とし、粗大ごみは申込制としています。

本町の家庭系ごみの分別区分及び排出形態を表 3-1 に示します。

表 3-1 分別区分及び排出形態

区分	主な内容	収集頻度	排出形態
可燃ごみ	<ul> <li>・生ごみ類</li> <li>・資源にならない紙類</li> <li>・衛生上焼却処分するもの</li> <li>・生活用品(ちり紙、食用油等)</li> <li>・葉、草、板、棒</li> <li>・プラスチック・発泡スチロール類</li> <li>・ゴム・ビニール類</li> <li>・アルミ箔類</li> <li>・皮革類</li> </ul>	2回/週	指定袋
	<ul><li>・紙おむつ</li></ul>	2回/週	中身が見える袋
	·木の枝(50cm 以下)	2回/週	ひもで束ねる
不燃ごみ	<ul><li>・陶磁器類</li><li>・ガラス類</li><li>・鋭利なもの(釘、包丁など)</li><li>・小型家電などの金属を多く含む混合物</li></ul>	1回/月	指定袋
	·缶·金属類	2回/月	かご等
	<b>・</b> びん類	2回/月	かご等
	・紙類(新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック)	2回/月	ひもで束ねる
資源	•布類	2回/月	ひもで束ねる
	・ペットボトル	2回/月	かご等
	・白色トレイ	2回/月	かご等
	•使用済小型電子機器	1回/月	かご等
有害ごみ	<ul><li>・スプレー缶</li><li>・カセット式ガスボンベ</li><li>・ライター</li><li>・乾電池</li><li>・水銀タイプの体温計</li><li>・蛍光管</li></ul>	1回/月	種類ごとにかご等
粗大ごみ	・50cmを超えるもの ・5kgを超えるもの ・指定袋に入らないもの	申込制	_

令和4年4月1日現在

また、家庭系ごみについては、可燃ごみと不燃ごみの各指定袋での排出となっています。粗大ごみは、処理券を購入・貼付して戸別で収集を依頼する方法、高尾清掃センターに直接搬入し手数料を支払う方法のどちらかを選択できます。

事業所ごみは自己処理が原則ですが、住宅併設(併用)事業所などの少量排出事業者の 可燃ごみや不燃ごみについては、それぞれ指定袋で排出することができます。

家庭系ごみと事業系ごみの指定袋の価格を表 3-2 に示します。

表 3-2 指定袋の価格

	区分	容量	価格
	区力	<b>台里</b>	(10枚1組)
		10L	150円
	可燃ごみ	30L	450円
家庭系ごみ		45L	670円
	不燃ごみ	10L	150円
	か然にみ	30L	450円
	可燃ごみ	30L	1,200円
古安でご21	り然この	45L	1,800円
事業系ごみ	不燃ごみ	10L	400円
	TI KIL OF	30L	1,200円

令和4年4月1日現在

#### 2. 処理フロー

排出されたごみは、図 3-1 に示すように処理・処分を行っています。

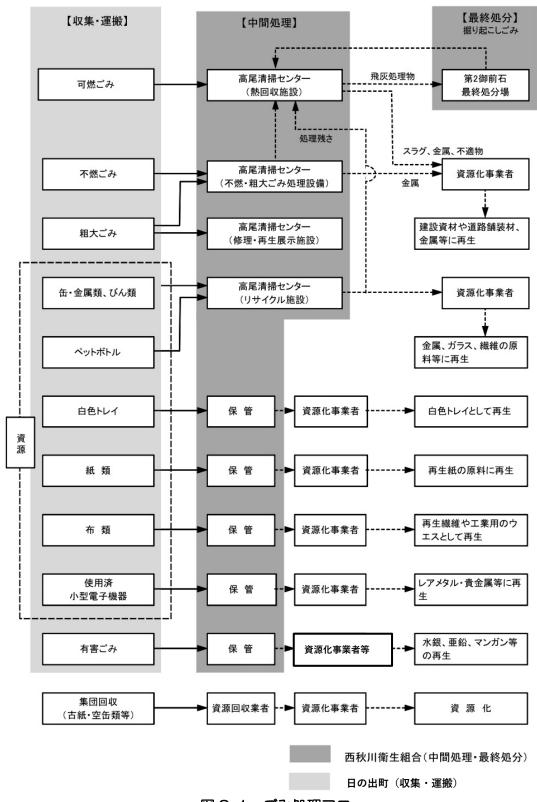


図 3-1 ごみ処理フロー

# 3. 処理体制

ごみの収集・運搬は、委託業者が行っています。

各処理施設の管理主体は組合ですが、運営・維持管理については、熱回収施設ではDBO方式<sup>2</sup>を採用し、民間事業者に委託しています。

処理体制を表 3-3 に示します。

表 3-3 処理体制

	事業区分	管理主体	運営方法
収集•運搬		日の出町	委託
	熱回収施設		
中間処理	不燃・粗大ごみ処理設備	西秋川衛生組合	委託
	リサイクル施設		
最終処分		西秋川衛生組合	委託

令和4年4月1日現在

\_

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Design Build Operate の略で、公共が資金調達を負担し、民間事業者に設計(Design)、建設(Build)、運営(Operate)を一括して委託する方式

# 4. 中間処理の概要

#### (1) 中間処理施設

本町から発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源及び有害ごみは、組合の高尾 清掃センターにおいて、あきる野市、檜原村、奥多摩町と共同処理を行っています。こ の施設では、ガス化溶融炉で発生した熱を回収し、蒸気タービン発電機で発電し施設 内で利用するとともに、余剰電力を売却しています。

なお、資源の一部(白色トレイ、新聞紙、ダンボール、雑誌類、紙パック、布類)及 び有害ごみについては、ストックヤードに保管後に資源化事業者、有害ごみ処理委託 事業者に引き渡しています。

高尾清掃センターの概要を表 3-4 に示します。

表 3-4 高尾清掃センターの概要

施設の名称	西秋川街	西秋川衛生組合 高尾清掃センター						
所在地	東京都あきる野市高尾 521 番地							
処理施設	熱回収	<b>/施設</b>	·····································					
处理他改	熱回収施設	不燃・粗大ごみ処理設備	リサイクル施設					
処理対象	可燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ	資源					
处理对象	可然亡み	小然この、祖人この	有害ごみ					
処理能力	117t/日	27t/日	11.2t/日					
处理能力	(58.5t/24h×2系列)	(5h)	(5h)					
処理方法	全連続燃焼式焼却炉	破砕•選別	選別、圧縮、梱包					
处垤万法	(流動床式ガス化溶融炉)	选办、工桶、1400						
竣工年度	平成 25	平成 27 年度						

# (2) ごみの性状

組合では、毎月1回ごみの性状調査を行っており、平成29年度から令和3年度までのごみの性状を表3-5に示します。

ごみの組成は、紙類、生ごみ類、プラスチック類 (固形系)、プラスチック類 (フィルム系) の順で高い割合を占めています。

表 3-5 ごみの性状

			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
	紙類		44.3	28.3	24.7	29.8	27.2	30.9
	生ごみ類		10.3	20.3	17.9	15.7	18.0	16.4
	布類		5.4	5.6	5.8	6.3	5.6	5.7
物理	草木類		11.7	8.8	11.4	9.9	12.4	10.8
組成	プラスチック類 (フィルム系)		10.9	14.2	12.0	11.6	13.9	12.5
乾	プラスチック類 (固形系)		10.8	12.5	12.6	15.5	12.4	12.8
燥	ゴム・皮革類	%	0.8	0.3	1.1	0.2	0.3	0.5
物当	その他類		2.1	4.9	5.7	4.0	3.4	4.0
<i>t</i> =	金属類		1.1	1.0	2.3	0.9	0.4	1.1
<i>θ</i>	非鉄類		0.9	1.1	1.6	0.6	0.5	0.9
	ガラス類		1.0	1.0	1.7	0.1	0.7	0.9
	セトモノ・砂・石類		0.7	2.0	3.3	5.7	5.2	3.4
	合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
見掛	比重	kg/L	0.173	0.124	0.142	0.125	0.124	0.138
=	水分		46.5	45.4	45.5	45.7	49.1	46.4
三成	灰分	%	6.6	7.0	11.9	8.7	8.7	8.6
分	可燃分		46.9	47.7	42.6	45.6	42.2	45.0
低位発熱量(計算値)		kJ/kg	7,668	7,835	6,880	7,446	6,717	7,309
15	四光然里(可异他)	kcal/kg	1,832	1,872	1,644	1,780	1,605	1,747

<sup>※</sup>小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならない場合があります。

# (3) 維持管理状況

熱回収施設が稼動した平成26年度以降の排ガス分析結果については、1号系、2号系共に「大気汚染防止法」に基づく排出基準を下回っています。一部の項目で過去において自主基準値を超過したものの、現在は全ての項目において自主基準値を満たしています。

# 5. 最終処分の概要

# (1) 最終処分場

高尾清掃センターから発生した溶融飛灰は、組合の最終処分場に埋立処分しています。

令和 4 年度まで、延命化を図るため、埋め立てたごみを掘り起こし、そのごみを熱 回収施設で処理する再生事業を行ってきました。

最終処分場の概要を表 3-6 に示します。

表 3-6 最終処分場の概要

施設の名称	第2御前石最終処分場								
所在地	東京都あきる野市	ī網代 483 番地外							
形式 · 処理方法	準好	気性							
埋立面積	1.01ha								
容量	87,000m³								
廃棄物処分容量	70,0	00m³							
埋立予定期間	平成 13~平成 25 年度	平成 26~令和 25 年度							
埋め立て廃棄物の種類	焼却残渣(埋立) 破砕選別不燃物	溶融飛灰							
竣工年度 平成 12 年度									

#### (2) 維持管理状況

平成29~令和3年度に第2御前石最終処分場において実施したダイオキシン類の調査結果を表3-7に示します。

いずれも基準値以下となっています。

# 表 3-7 ダイオキシン類の調査結果

(単位:pg-TEQ/L)

	平成2	9年度	平成3	0年度	令和え	<b>元年度</b>	令和	2年度	令和3	3年度	甘淮広ツ
	7月7日	1月12日	7月6日	1月11日	7月5日	1月10日	7月10日	1月8日	7月9日	1月7日	基準値※
浸出水	0.00028	0.00033	0.00045	0.0073	0.0033	0.014	0.0085	0.0081	0.0021	0.16	_
処理水	0.00023	0.00021	0.0013	0.0063	0.0085	0.0011	0.0012	0.000060	0.006	0.029	10
地下水	0.019	0.019	0.019	0.041	0.041	0.029	0.043	0.420	0.057	0.080	1
上部観測井水	0.020	0.019	0.029	0.019	0.044	0.033	0.025	0.490	0.024	0.083	1
下部観測井水	0.080	0.019	0.020	0.023	0.220	0.032	0.079	0.046	0.023	0.093	1

資料:西秋川衛生組合「御前石排水処理センター環境報告」

<sup>※</sup>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。) に示される基準、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」(平成12年総理府・厚生省令第2号)

# 6. 排出抑制対策の状況

本町で取り組んでいる排出抑制対策や環境美化対策を示します。

#### (1) 資源集団回収奨励金制度

#### 【実施対象団体】

町内の自治会、PTA、子ども会、その他非営利の各種団体やグループ等

#### 【対象品目及び奨励金】

・紙 類:1kg につき9円

・金属類 (アルミ類除く):1kg につき9円

アルミ類: 1kg につき 18 円びん類: 1 本につき 9 円

・ビンケース:1個につき9円

表 3-8 集団回収の実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
団体数	25	26	26	25	26	
回収量(t)	488.0	483.1	466.4	393.7	396.3	
紙類	468.0	463.4	445.1	377.8	381.1	
金属類	13.3	11.4	12.0	11.3	11.4	
びん類	6.5	8.0	7.7	3.5	2.8	
その他	0.2	0.3	1.6	1.1	1.0	

#### (2) 生ごみの堆肥化

# 【生ごみ処理容器購入費補助金制度】

容器 1 基につき購入費の 50%以内とし、1,800 円を限度

# 【電気式生ごみ処理機購入費補助金制度】

処理機1基につき購入費の75%以内とし、20,000円を限度

#### 【ダンボール方式コンポスト容器譲与】

ダンボールコンポストを一般家庭に普及させるため無料で譲与

#### 表 3-9 生ごみ処理容器等の補助実績

(単位:基)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度
生ごみ処理容器	1	1	2	2	4
生ごみ処理機	1	2	2	2	6

#### (3) 食べ残しゼロ運動

購入したまま開封せず捨てられた食品、食べ残してしまったものがごみに含まれていることがあります。そこで、広報紙等で、食品ロスを減らす取組を紹介しています。

#### (4) 環境美化作業委託事業

一般財団法人家電製品協会による「不法投棄未然防止事業協力助成金」を活用し、不 法投棄を監視するため、月 4 回のパトロールを行い、旧ごみステーション・道路等へ の不法投棄物の回収や不法投棄防止看板を設置しています。

#### (5) ごみ組成調査

家庭及び事業所から排出される可燃ごみの組成を分析することで、排出されたごみの現状を把握するとともに、既存資料調査等により他の自治体の状況と比較を行い、 今後の資源化率向上の基礎資料とすることを目的として、平成28年度から令和2年度 に調査を行っています。

調査の結果、家庭系可燃ごみでは以下のような傾向がみられました。

- ●大分類品目でみると、可燃ごみが 88.7%、資源物が 10.0%であった。不燃ごみ 0.2% 及び収集不能物 1.1%の混入があった。
- ●資源物のうち資源となる布類が 1.9%で、資源となる紙類が 7.2%である。資源となる紙類のうち最も多かったのは雑紙 (3.3%)で、次いで雑誌 (1.3%)、新聞 (1.2%)であった。
- ●中分類品目でみると、厨芥類が 33.8%と最も多く、次いでプラスチック類・ゴム 類が 18.4%、衛生上焼却処分するもの 11.5%、草木類 10.6%、資源物以外の紙類 10.3%であった。
- ●厨芥類のうち最も多かったのは厨芥類(28.3%)、次いで未使用の厨芥類(5.4%)であった。食用油の混入は 0.1%であった。
- ●プラスチック類・ゴム類のほとんどが容器包装プラスチック類(17.5%)で、その他の収集袋は0.9%であった。

表 3-10 家庭系可燃ごみの組成調査結果

No.	大分類	中分類	小分類		重量(kg)		組成割合(重量%)		
1110. 人万知	<b>十刀</b> 积	小万領	大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類	
1			厨芥類			18.50			28.3
-	3	厨芥類	未使用の厨芥類		22.07	3.52		33.8	5.4
3			食用油			0.05			0.1
4			プラスチック類・ゴム	57.94	12.05 11.45 0.60	11 45	88.7		17.5
		プラスチック類・ゴム類						18.4	
5	可燃ごみ	Ster Armald Annual Control of	収集袋						0.9
6	3 mm = 0 7	資源物以外の紙類		37.34	6.74	6.74	00.7	10.3	10.3
7		資源にならない布類			0.71	0.71		1.1	1.1
8		草木類			6.89	6.89		10.6	10.6
9		皮革類			0.24	0.24		0.4	0.4
10		衛生上焼却処分するもの			7.52	7.52		11.5	11.5
11		その他の可燃ごみ			1.72	1.72		2.6	2.6
12		ガラス類			0.00	0.00		0.0	0.0
13	3 不燃ごみ 陶磁器			0.11	0.06	0.06	0.2	0.1	0.1
14		その他の不燃ごみ			0.05	0.05		0.1	0.1
15		資源となる紙類	新聞			0.80		7.2	1.2
16			雑誌		4.74	0.86			1.3
17			段ボール			0.25			0.4
18		貝原による私規	OA用紙			0.29			0.4
19			雑紙			2.14			3.3
20			紙パック			0.40			0.6
21	資源物	<ul><li>資源となる布類</li><li>ペットボトル</li><li>食品トレイ(白色)</li></ul>		6.46	1.22	1.22	10.0	1.9	1.9
22					0.26	0.26		0.4	0.4
23					0.05	0.05		0.1	0.1
24	金属類 びん	缶			0.02	0.02		0.0	0.0
25				0.10	0.10	-	0.2	0.2	
26				0.03	0.03		0.1	0.1	
27		使用済み小型家電電	用済み小型家電電子機器		0.04		0.04	0.1	0.1
28	有害ごみ	有害ごみ		0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0
29		粗大ごみ		0.74	0.00	0.00	1.1	0.0	0.0
30	収集不能	石·土砂			0.35	0.35		0.5	0.5
	物	油(食用油以外)			0.00	0.00		0.0	0.0
32		その他の収集不能物			0.39	0.39	<u> </u>	0.6	0.6
	合計		65.26	65.26	65.26	100.0	100.0	100.0	

<sup>※</sup> 重量(kg)、組成割合(重量%)の数値は、平成28年度から令和2年度の調査結果の平均値となります。 組成割合は、四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

# 表 3-11 家庭系可燃ごみの主な小分類品目の様子 厨芥類 未使用の厨芥類 容器包装プラスチック類 その他のプラスチック類・ゴム類 収集袋 資源物以外の紙類(紙くず) 資源となる布類 雑紙

また、平成29年から令和元年度に実施した調査では、事業系可燃ごみでは以下のような傾向がみられました。

- ●大分類品目でみると、可燃ごみが 96.6%、資源物が 2.9%、収集不能物が 0.6%であった。不燃ごみ、有害ごみの混入はなかった。
- ●資源物のほとんどが資源となる紙類(2.7%)で、資源となる紙類のうち最も多かったのは新聞(1.1%)で、次いで、雑紙(0.5%)であった。
- ●中分類品目でみると、衛生上焼却処分するものが 55.0%と最も多く、厨芥類が 21.9%、プラスチック類・ゴム類が 10.2%であった。
- ●小分類品目でみると、紙おむつが 55.0%と最も多く、次いで厨芥類 21.1%、紙くず 7.5%、容器包装プラスチック類 7.3%であった。
- ●収集不能物として、廃プラスチック類(医療系)が混入していた。

表 3-12 事業系可燃ごみの組成調査結果(オフィス系調査)

No.	大分類	中分類	小分類		重量(kg)		組成	割合(重量	量%)
INU.	八刀規	中刀規	小刀類	大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
1			厨芥類			10.76			21.1
2		厨芥類	未使用の厨芥類		11.15	0.39		21.9	0.8
3		<b>國 刀 块</b>	水分・液状のもの(食用油除く)		11.13	0.00		21.9	0.0
4			食用油			0.00			0.0
5			容器包装プラスチック類			3.71			7.3
6		プラスチック類・ゴム類	その他のプラスチック類・ゴム類		5.18	1.11		10.2	2.2
7			収集袋			0.36			0.7
8	可燃ごみ	次活性以及の紅斑	シュレッダーごみ	49.20	0.00	0.13	96.6	7.8	0.3
9		資源物以外の紙類	紙くず		3.96	3.83			7.5
10		資源にならない布類			0.03	0.03		0.1	0.1
11		草木類			0.36	0.36		0.7	0.7
12		皮革類			0.00	0.00		0.0	0.0
13		<b>今よりはも0000ハース</b> よの	紙おむつ			28.05			55.0
14		衛生上焼却処分するもの	その他の衛生上焼却処分するもの	<u>,                                    </u>	28.05	0.00	1	55.0	0.0
15		その他の可燃ごみ			0.47	0.47		0.9	0.9
16		板ガラス類、コップ、電球			0.00	0.00		0.0	0.0
17	不燃ごみ	陶磁器		0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0
18		その他の不燃ごみ			0.00	0.00		0.0	0.0
19			新聞			0.54			1.1
20			雑誌			0.05			0.1
21		段ポール			0.18	1	0.7	0.3	
22		資源となる紙類	OA用紙		1.35	0.19	- - -	2.7	0.4
23			雑紙			0.25			0.5
24			紙パック			0.14			0.3
25	· 資源物	資源となる布類		1.47	0.09	0.09	2.9	0.2	0.2
26		ペットボトル			0.01	0.01		0.0	0.0
27		食品トレイ(白色)			0.00	0.00		0.0	0.0
28		缶			0.01	0.01		0.0	0.0
29		金属類			0.01	0.01		0.0	0.0
30		びん			0.00	0.00		0.0	0.0
31		使用済み小型家電電子機	:器		0.00	0.00		0.0	0.0
$\vdash$	有害ごみ	有害ごみ		0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0
33	17 11 - 17	粗大ごみ			0.00	0.00		0.0	0.0
34	1	石·土砂			0.00	0.00		0.0	0.0
35	5 6 7 7		廃油(食用油以外)		7.00	0.00			0.0
_			廃プラスチック類(医療系)	0.31		0.31	0.6		0.6
37			廃プラスチック類(医療系を除く)	3.01	0.31	0.00	3.3	0.6	0.0
38			その他の産業廃棄物			0.00	-		0.0
39		その他の産業廃棄物   その他の収集不能物			0.00	0.00		0.0	0.0
0.0		合計		50.98		50.98	100.1	100.1	100.1
<u> </u>			アは20年度から今和元年度の調本結果			50.50	100.1	100.1	100.1

<sup>※</sup> 重量(kg)、組成割合(重量%)の数値は、平成29年度から令和元年度の調査結果の平均値となります。 組成割合は、四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 3-13 事業系可燃ごみの主な小分類品目の様子



# (6) ごみ処理施設の見学会(組合)

小学校等を対象に、ごみ処理施設の見学会を実施し、ごみ減量化に対する理解を深めています。また、高尾清掃センター内に排出されたごみからの修理・再生展示施設を併設し、資料等の展示及び施設見学者・団体等の受入などによる3Rの普及啓発を行っています。

表 3-14 施設見学会参加人数

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度
日の出町	118	182	51	_	_

# 7. 排出量の実績

# (1) 総排出量

本町のごみ排出量の実績を表 3-15 及び図 3-2 に示します。また、令和 3 年度の区分別の排出割合を図 3-3 に示します。

本町の集団回収を含めた総排出量は、約 $5,300\sim5,500$ t で推移しており、令和3年度は過去5年間で最も減少しました。種類別では、過去5年間で不燃ごみが増加しています。

令和 3 年度の排出割合は、可燃ごみが 75.7%を占めており、次に資源(有害ごみ)が 11.5%、集団回収が 7.5%となっています。

表 3-15 ごみ排出量の実績

					<b>山主ッ</b> //			
		区分乀年度		H29	H30	R1	R2	R3
行i	政区	区域内人口	人	16,984	16,781	16,746	16,594	16,551
年	間日	日数	日	365	365	366	365	365
排	出量	三 里	t/年	4,991	4,861	4,958	5,075	4,908
	可	燃ごみ	t/年	4,108	4,050	4,085	4,110	4,015
		委託	t/年	4,104	4,041	4,080	4,100	4,008
		許可	t/年	2	6	3	6	5
		持込	t/年	2	3	2	4	2
	不	燃ごみ	t/年	72	74	85	97	81
		委託	t/年	72	73	84	96	81
		持込	t/年	0	1	1	1	0
	粗	大ごみ	t/年	205	152	181	221	201
		委託	t/年	162	98	103	124	106
		持込	t/年	43	54	78	97	95
	資	源(有害ごみ)	t/年	606	585	607	647	611
集	団匠	回収	t/年	488	483	466	394	396
	紙	類	t/年	468	463	445	378	381
	鉄	類	t/ <b>年</b>	13	11	12	11	11
	び	ん類	t/ <b>年</b>	7	8	8	4	3
	そ	の他	t/年	0	0	2	1	1
総	排占	出量	t/ <b>年</b>	5,479	5,344	5,424	5,469	5,304

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

(各年10月1日)

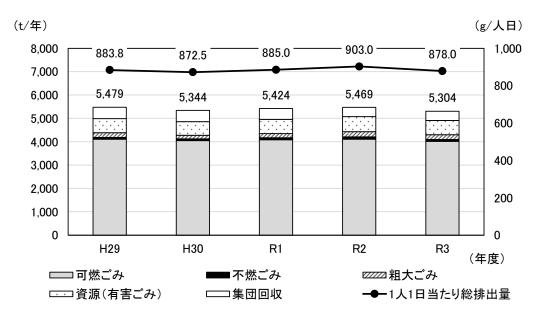


図 3-2 ごみ排出量の実績

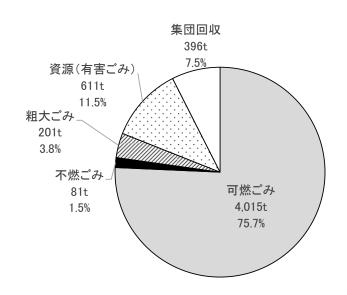


図3-3 令和3年度の区分別の排出割合

## (2) 1人1日当たり総排出量

1人1日当たり総排出量の実績を表3-16及び図3-4に示します。

令和3年度の本町の1人1日当たり総排出量は878.0g/人日であり、最も増加した令和2年度から減少しています。

また、全国平均や東京都平均と比較すると、平成 29 年度から平成 30 年度までの本町の1人1日当たり総排出量は、全国平均、東京都平均を下回っていましたが、令和元年度以降は東京都平均より多くなり、令和 2 年度には全国平均よりも多い排出量となっています。

区分乀年度		H29	H30	R1	R2	R3
1人1日当たり総排出量	g/人日	883.8	872.5	885.0	903.0	878.0
全国平均	g/人日	920	919	918	901	ı
東京都平均	g/人日	888	875	871	839	1

表 3-16 1人1日当たり総排出量の実績

※全国平均、東京都平均は令和2年度データが最新となります。

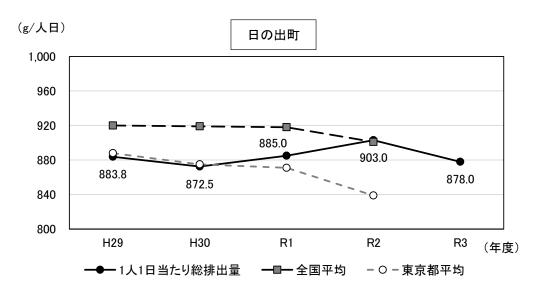


図3-4 1人1日当たり総排出量の実績

# 8. 処理・処分の実績

# (1) 熱回収施設への搬入量(不燃・粗大ごみ処理設備を含む)

収集・運搬された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、組合の高尾清掃センターに搬入しています。熱回収施設への搬入量(不燃・粗大ごみ処理設備を含む)の実績を表 3-17 に示します。

搬入量は平成29年度から令和元年度まで約4,800t前後で推移していましたが、令和2年度に増加し、令和3年度は減少に転じました。

表 3-17 熱回収施設への搬入量(不燃・粗大ごみ処理設備を含む)の実績

区分乀年度		H29	H30	R1	R2	R3
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む)	t/年	4,825	4,730	4,790	4,854	4,656
可燃ごみ	t/年	4,108	4,050	4,085	4,110	4,015
不燃ごみ	t/年	72	74	85	97	81
粗大ごみ	t/ <b>年</b>	205	152	181	221	201
可燃残渣	t/ <b>年</b>	21	21	24	29	27
掘り起こしごみ	t/ <b>年</b>	419	430	410	392	328
助燃剤※	t/ <b>年</b>	_	3	5	5	4
災害ごみ	t/ <b>年</b>	0	0	0	0	0
搬出物	t/ <b>年</b>	668	755	826	860	746
焼却残渣(飛灰)	t/ <b>年</b>	229	220	246	246	228
スラグ	t/ <b>年</b>	291	422	468	476	380
アルミ類	t/ <b>年</b>	4	7	10	10	8
ミックスメタル	t/ <b>年</b>	0	5	2	0	0
鉄	t/ <b>年</b>	63	60	64	59	49
鉄(不燃・粗大)	t/ <b>年</b>	36	38	34	44	43
非鉄	t/ <b>年</b>	2	1	2	2	2
破砕不適物	t/年	43	2	0	23	36

<sup>※</sup>助燃剤:汚泥再生処理センターで発生した汚泥を、脱水機により含水率 70%以下に脱水し、助燃剤として有効利用しています。なお、熱回収施設が稼働する平成 30 年 10 月以前は、民間業者に処理を委託していました。

#### (2) リサイクル施設への搬入量

リサイクル施設への搬入量の実績を表 3-18 に示します。

表 3-18 リサイクル施設への搬入量の実績

		区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
IJţ	ナイ	クル施設搬入量	t/年	606	585	607	647	611
	搬	処理残渣	t/年	21	21	24	29	27
	出	資源物	t/年	571	555	560	587	568
	物	選別有害物	t/ <b>年</b>	5	5	5	5	6

## (3) 資源化量と資源化率

資源化量と資源化率の実績を表 3-19 及び図 3-5 に示します。

過去5年間において、資源化量及び資源化率は令和元年度をピークに減少しています。

区分乀年度			H29	H30	R1	R2	R3
資源化量 t/年		1,503	1,578	1,611	1,600	1,488	
	熱回収施設	t/年	439	535	580	614	518
	リサイクル施設	t/ <b>年</b>	576	560	565	592	574
	集団回収	t/年	488	483	466	394	396
資		%	27.4	29.5	29.7	29.3	28.1

表 3-19 資源化量と資源化率の実績

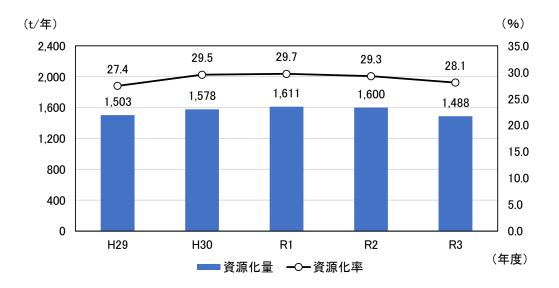


図 3-5 資源化量と資源化率の実績

# (4) 最終処分

最終処分量の実績を表 3-20 に示します。

最終処分量は令和元年度、令和 2 年度に増加しましたが、令和 3 年度は減少しています。

			* *				
	区分乀年度		H29	H30	R1	R2	R3
埋	立量	t/年	229	220	246	246	228
	焼却残渣(飛灰)	t/年	229	220	246	246	228

表 3-20 最終処分量の実績

## 9. ごみ処理の評価

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、環境 負荷面、経済面等を類似市町村と比較しました。類似市町村との比較(令和2年度)を 表 3-21 及び図 3-6 に示します。

類似市町村の平均値と比較すると、本町では、「人口1人1日当たり総排出量」「人口1 人当たり年間処理経費」「最終処分減量に要する費用」は同程度ですが、「廃棄物からの資 源回収率」は高く、「廃棄物のうち最終処分される割合」は低くなっています。

	日の出町	類似市町村平
コ1人1日当たり総排出量(g/人日)	903	

表 3-21 類似市町村との比較(令和2年度)

	日の出町	類似市町村平均値
人口1人1日当たり総排出量(g/人日)	903	920
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	29.3%	16.7%
廃棄物のうち最終処分される割合	4.5%	9.7%
人口1人当たり年間処理経費(円)	16,794	16,145
最終処分減量に要する費用(円)	50,498	50,502

資料:市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和2年実態調査結果)

※構成市町村の1人1日当たり総排出量、廃棄物からの資源回収率、廃棄物のうち最終処分される割合は、本計画で整理 した令和2年度値を使用した。

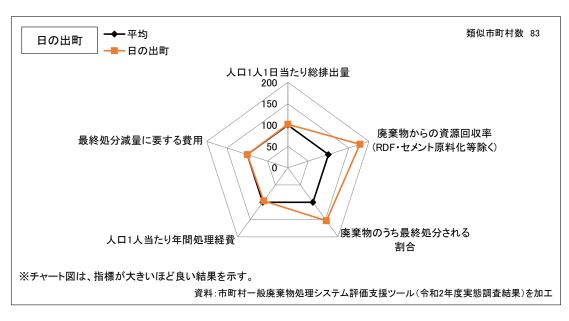


図3-6 類似市町村との比較(令和2年度)

<sup>※</sup>類似市町村は、都市形態、人口、産業構造が市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村 財政指数表」に示される類型による。

# 第3節 目標達成状況と課題

## 1. 排出抑制

本町の総排出量は、平成29年度から令和3年度まではほぼ横ばいで推移しています。 1人1日当たり総排出量は、平成29年度から令和3年度の5年間では変わらないものの、 令和2年度は増加しました。これは、新型コロナウイルスの拡大に伴い、新しい生活様 式の定着によるごみの排出量に変化が生じたものと考えられます。

また、資源化率は類似市町村よりも高いものの、令和元年度をピークに減少しています。

表 3-22 に示すように、前計画の目標値と令和 3 年度を比較すると、1 人 1 日当たり総排出量の目標が未達成であること、資源化率も未達成であることから、今後も可燃ごみの更なる発生を抑制するとともに、生ごみ処理容器等の普及促進や食品廃棄物の削減等によるごみの減量化、分別の徹底によるごみの資源化の促進に努める必要があります。

表 3-22 実績と前計画の目標値

		実績	前計画の目標値		
			令和3年度	令和7年度	令和14年度
	1人1日当たり排出量 (資源・集団回収を除く)	g/人日	711.3	612.8	613.0
日の出町	資源化率	%	28.1	34	34
	最終処分量	t/年	228	176	167

凡例(実績):

達成

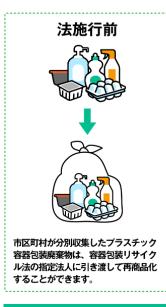
未達成

## 2. 収集•運搬

「ごみ処理基本計画策定指針」では、表 3-23 に示すように、標準的な分別収集区分を 類型 I ~Ⅲの三段階に分類しています。

現在、本町から排出されるプラスチック類は、可燃ごみとして焼却していることから 類型はIとなり、類型II、更には類型IIIへの段階的な取組が求められています。

さらに、「プラスチック資源循環促進法」が令和4年4月1日に施行され、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出するように住民に周知するよう努めなければならないことになりました。この制度により、プラスチックの分別収集は、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して収集するか、あるいはプラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に収集するかを決定しなければなりません。そして、市区町村の状況に応じて「容器包装リサイクル法」に規定する指定法人に委託して再商品化するのか、再商品化実施者と連携して再商品化を行うのか、組合や組合の構成市町村とともに検討することが必要となっています。





市町村は、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して分別収集する方法(左)、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に分別収集する方法(右)により、分別収集し、容器包装リサイクル法の指定法人に委託する又は再商品化計画の認定を受けることで再商品化することができます。

容器包装リサイクル法の 指定法人へ引き渡すことで 再商品化を実施

容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施

再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

資料:環境省

# 表 3-23 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分					
	①資源回収 する容器 包装①-1 アルミ缶・スチール缶 (1-2 ガラスびん (1-3 ペットボトル)素材別に排出源で分別するか、又 は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する					
類	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)					
型 I	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)					
	⑥燃やさないごみ					
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ					
	⑧粗大ごみ					
類	① 資源回収 する容器 包装       ① - 1 アルミ缶・スチール缶 ① - 2 ガラスびん ① - 3 ペットボトル ① - 4 プラスチック製容器包装       素材別に排出源で分別するか、又 は、一部の区分について混合収集 し、収集後に選別する(ただし、再 生利用が困難とならないよう混合収 集するものの組合せに留意することが必要)					
型型	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)					
П	④小型家電					
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)					
	⑥燃やさないごみ					
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ					
	⑧粗大ごみ					
	① 資源回収する容器					
類型	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)					
皿	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス					
	④小型家電					
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)					
	⑥燃やさないごみ					
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ					
	⑧粗大ごみ					

資料:ごみ処理基本計画策定指針(環境省)

# 3. 最終処分

最終処分量は、熱回収施設の整備により焼却飛灰のみの埋立となったため、平成25年度の660 t から令和3年度の228t と大きく減少しました。貴重な最終処分場を使用していくため、引き続き、最終処分量の削減を図ることが必要です。

なお、第2御前石最終処分場は、平成26年度から再生事業により、埋め立てごみの掘り起こしを行っていたため、最終処分場の減容化が進んでいます。

# 4. 処理経費

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いた類似市町村との比較では、本町の「人口 1 人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は、類似市町村の平均値程度となっています。

処理コスト低減のため、引き続き、更なる処理効率化を目指すことが必要です。

# 第4章 ごみ処理基本計画

## 第1節 基本理念と基本方針

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、地球環境への負荷に配慮した社会形成に努めていかなければなりません。現在のような大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していくことが必要です。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本計画の推進により、住民・事業者・行政の三者の協働による3Rを推進して、廃棄物の減量化とリサイクルの推進を目指します。

# 『廃棄物の減量化とリサイクルの推進』















# 基本方針 [:資源の再利用とリサイクルを推進

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて一般廃棄物の大宗をしめる容器包装廃棄物を分別収集し、住民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにして、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用を図ります。

# 基本方針Ⅱ:廃棄物の発生抑制や減量化を推進

容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するため、住民・事業者・行政・再生業者 等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図り、以下の方策を 行います。

- (1) 容器包装廃棄物の適切な分別排出の啓発
- (2)集団回収活動の推進・支援
- (3) 簡易包装の推進、マイバッグの普及啓発
- (4) リターナブル容器、再生資源を原料として利用した製品の積極的な利用、 販売の促進

廃棄物の発生抑制や減量化を推進資源の再利用とリサイクルを推進

基本方針

# 目標(令和14年度)

• 1 人 1 日当たりごみ排出量:598.4g/人日

• 資源化率: 34%

• 最終処分量: 165t/年

#### 発生抑制,排出抑制計画

# 循環型社会の形成

- ① 食品ロスの削減
- ② 広報·啓発活動
- ③ 資源回収事業の推進及び奨励金の交付
- ④ 分別意識と排出時のモラルの向上による資源分別の徹底
- ⑤ リターナブル容器の紹介と返却の促進
- ⑥ 家庭での生ごみの堆肥化を推進
- ⑦ 廃棄物減量等推進審議会での審議・検討
- ⑧ ごみ00 (ゼロゼロ) 大作戦 21 推進協力会との連携
- ⑨ 適正な廃棄物処理手数料の検討
- ⑩ 減量・資源化推進のための普及啓発活動
- ① 事業者へのごみ減量啓発
- ② 生ごみ等の資源化方法の調査
- ③ ごみ処理費用の削減
- 14 ごみの戸別収集・有料化の継続

#### 適正処理・処分の推進

- ① 熱回収
- ② 最終処分場再生

# 生活環境・自然環境の確保

- ① 持込みごみの受入
- ② ごみ焼却に伴う環境負荷の低減
- ③ 清掃工場の適正管理
- ④ 最終処分場の適正管理

減量化・資源化のための役割分担

収集·運搬計画

中間処理計画

最終処分計画

その他の廃棄物対策

図 4-1 施策体系図

## 第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み

### 1. 推計方法

ごみ排出量等の推計は、過去の実績値を基に、時系列に沿って実績値を直線・曲線に当てはめる数学的手法(トレンド法)を用いて行います。

本計画で使用する推計式の概要を表 4-1 に示します。

この予測方法は、過去数年間の実績に基づき、その線形から将来の傾向を複数の回帰式で示すものであり、5年先、10年先といった中長期の予測に適した方法であるため、直近の将来値とは乖離することもあります。推計式の採用は、各推計式の決定係数(各予測式の実績への当てはまりの度合い)や実績との整合性などを総合的に判断し、最も適当とするものを採用しました。なお、推計結果については資料編に示します。

推計式の種類 模式図 特徴 ①一次傾向線 最も基本となる式であり、傾きが一定  $y=a+b\cdot x$ で直線的に推移する式。直線的に増減 することから、長期の予測では不自然 な傾向になることもあり、予測値の妥当 原点 性を判断する必要がある。 ②一次指数曲線 実績値にばらつきが少ない場合に良 v=a•b<sup>x</sup> く適合する式である。式の特性上、数値 (a>0, 0<b<1)が急激に変化する場合があることから、 長期的な予測では推計値の妥当性に 原点 ついて判断する必要がある。 ③べき乗曲線 実績の変動に対して将来的に徐々に y=a•x<sup>b</sup> 緩やかな傾向へと変化するため、長期 (a>0, b<0)的な推計において、比較的あてはまり が良い。 原点 4 対数曲線 徐々に増減率が収束していくような推 y=a+b•logx 移となる予測式である。長期の予測でも (x>0)実績値との乖離が比較的少ない。 原点

表 4-1 本計画で使用する推計式の概要

<sup>※「</sup>ごみ処理施設構造指針解説(厚生省水道環境部監修)(1987 年 8 月)」に、一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線が紹介されており、そのうち比較的当てはまりがよいのは一次傾向線、一次指数曲線、べき曲線の3つである。3つの式のみから将来の動きを判断することは難しいため、対数曲線を加えて検討した。なお、べき曲線は計算不能となることがあるため、初期値をゼロとしたべき乗曲線を用いた。

# 2. 人口の見通し

本町の将来人口は、令和3年9月に発行した「第五次日の出町長期総合計画」より、 令和12年度に16,459人、令和22年度に15,667人とします。その間の年度については 直線補間により設定します。

将来人口の予測結果を表 4-2 に示します。

表 4-2 将来人口の予測結果

区分	年度	人口(人)
	H29	16,984
	H30	16,781
実績	R1	16,746
	R2	16,594
	R3	16,551
	R4	16,541
	R5	16,531
	R6	16,521
	R7	16,511
	R8	16,501
予測	R9	16,491
	R10	16,481
	R11	16,471
	R12	16,459
	R13	16,380
	R14	16,301

## 3. モデルケースの設定

本計画の目標値設定に当たり、以下のようにモデルケースを設定します。

表 4-3 モデルケース(例)

<b>T</b> .	<u></u> デル	巾索	目標年度における
	<i>T IV</i>	内容	数値目標等の設定
	モデル 1-1	・分別の徹底による資源化の向上	・可燃ごみ中の紙類等約 40g/
	~ <i>) /</i> /	(現在実施している施策の強化)	人日を資源に分別
		・生ごみの水切りの徹底や食べ残	・生ごみの水分約 28g/人日を
モデル 1		し等の削減による排出抑制(現在	水切りの徹底や食べ残し等の
	モデル 1-2	実施している施策の強化)	削減により排出抑制
		・食品ロス・食品廃棄物の削減対	・食品ロスの削減として約 9g/
		策(現在実施している施策の強化)	人日を排出抑制
	モデル 2-1	・プラスチックの分別(新しい施策)	・可燃ごみ中のプラスチック約
	~ ) /v 2-1		16g/人日を資源に分別
モデル 2		・事業系ごみの排出抑制(新しい施	・事業系ごみの排出抑制として
	モデル 2-2	策)	可燃ごみの 20%(約 25g/人
			日)を排出抑制

#### 【数値目標等の設定例】

紙類の分別:R3 可燃ごみ 664.6g×分別 6%(想定値)=39.9g/人日 水切りの徹底や食べ残し等の削減:R3 可燃ごみ 664.6g×生ごみ 28%×

水切りの徹底や食べ残し等の削減 15%(想定値)=27.9g/人日

※可燃ごみに含まれる生ごみの割合は、乾ベースでは表 3-5(P25)より過去 5 年間の平均が 16.4%ですが、湿ベースでの分析値がないため、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 年改訂版」を参考に 28%(湿ベース換算)と想定します。

食品ロス: R3 可燃ごみ 664.6g×生ごみ 28%×食品ロス 32.4%×削減 15%(想定値)=

9.0g/人日

※可燃ごみに含まれる生ごみの割合については、前段で記載したとおり28%と想定し、食品ロスの割合は「令和3年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」より、令和2年度の32.4%と想定します。

プラの分別:R3 可燃ごみ 664.6g×プラの割合 18.9%×分別 13%(想定値)=16.3g/人日

※可燃ごみに含まれるプラスチックの割合は、乾ベースでは表 3-5(P25)より過去 5 年間の平均が 25.3%ですが、湿ベースでの分析値がないため、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 年改訂版」を参考に 18.9%と想定します。

事業系ごみ: R3 可燃ごみ 664.6g×事業系ごみの割合19%×削減 20%(想定値)=25.3g/人日

※事業系ごみの割合は、令和 2 年度の環境省一般廃棄物処理実態調査結果より、多摩地域の可燃ごみにおける事業系可燃 ごみの平均割合から 19%と想定します。

表 4-4 モデルの組合せによるケーススタディの設定

ケース1	現状の施策を継続した場合
ケース2	モデル1を実施した場合
ケース3	モデル1とモデル2を全て実施した場合

# 4. 現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処分量の見通し(ケース1)

現状の施策を継続した場合(ケース1)のごみ排出量、処理処分量の見通しを示します。

表 4-5 現状の施策を継続した場合のごみ排出量(ケース 1)

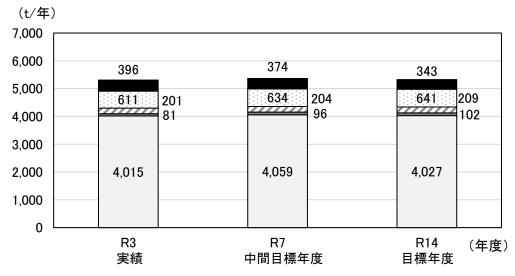
豆八、 左连			実績									予測						N.	マルの佐山子佐
区分乀年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	No	予測の算出式等
行政区域内人口	人	16,984	16,781	16,746	16,594	16,551	16,541	16,531	16,521	16,511	16,501	16,491	16,481	16,471	16,459	16,380	16,301	(1)	第五次日の出町長期総合計画
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
排出量	t/年	4,991	4,861	4,958	5,075	4,908	4,968	4,991	4,988	4,993	5,000	5,017	5,010	5,012	5,015	5,011	4,979	(3)	(4) + (8) + (11) +(14)
可燃ごみ	t/年	4,108	4,050	4,085	4,110	4,015	4,053	4,067	4,058	4,059	4,061	4,072	4,062	4,062	4,062	4,056	4,027	(4)	(18) × (1) × (2)
委託	t/年	4,104	4,041	4,080	4,100	4,008	4,046	4,060	4,051	4,052	4,054	4,065	4,055	4,055	4,055	4,049	4,020	(5)	(4) × R3の割合 99.83%
許可	t/年	2	6	3	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	(6)	(4) × R3の割合 0.12%
持込	t/年	2	3	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(7)	(4) - (5) - (6)
不燃ごみ	t/年	72	74	85	97	81	91	93	95	96	97	98	99	100	101	101	102	(8)	(19) × (1) × (2)
委託	t/年	72	73	84	96	81	91	93	95	96	97	98	99	100	101	101	102	(9)	(8) × R3の割合 100.00%
持込	t/年	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(10)	(8) - (9)
粗大ごみ	t/ <b>年</b>	205	152	181	221	201	199	201	203	204	205	207	208	208	209	210	209	(11)	(20) × (1) × (2)
委託	t/ <b>年</b>	162	98	103	124	106	105	106	107	108	108	109	110	110	110	111	110	(12)	(11) × R3の割合 52.74%
持込	t/ <b>年</b>	43	54	78	97	95	94	95	96	96	97	98	98	98	99	99	99	(13)	(11) - (12)
資源(有害ごみ)	t/年	606	585	607	647	611	625	630	632	634	637	640	641	642	643	644	641	(14)	(21) × (1) × (2)
集団回収	t/年	488	483	466	394	396	394	387	379	374	369	365	360	356	352	348	343	(15)	(22) × (1) × (2)
総排出量	t/年	5,479	5,344	5,424	5,469	5,304	5,362	5,378	5,367	5,367	5,369	5,382	5,370	5,368	5,367	5,359	5,322	(16)	(3) + (15)
1人1日当たり総排出量	g/人日	883.8	872.5	885.0	903.0	878.0	888.1	888.9	890.0	890.6	891.4	891.7	892.7	892.9	893.4	893.9	894.5	(17)	(16) / (1) / (2)
可燃ごみ	g/人日	662.7	661.2	666.5	678.6	664.6	671.3	672.2	672.9	673.6	674.2	674.7	675.2	675.7	676.1	676.5	676.8	(18)	べき乗曲線
不燃ごみ	g/人日	11.6	12.1	13.9	16.0	13.4	15.1	15.4	15.7	15.9	16.1	16.3	16.5	16.6	16.8	16.9	17.1	(19)	対数曲線
粗大ごみ	g/人日	33.1	24.8	29.5	36.5	33.3	32.9	33.3	33.6	33.8	34.0	34.3	34.5	34.6	34.8	35.0	35.1	(20)	べき乗曲線
資源	g/人日	97.8	95.5	99.0	106.8	101.1	103.5	104.2	104.8	105.2	105.7	106.1	106.5	106.8	107.1	107.4	107.7	(21)	対数曲線
集団回収	g/人日	78.7	78.9	76.0	65.1	65.6	65.3	64.0	62.9	62.0	61.2	60.4	59.8	59.2	58.6	58.1	57.6	(22)	べき乗曲線
資源・集団回収を除く	g/人日	707.4	698.1	709.9	731.1	711.3	719.3	720.9	722.2	723.3	724.3	725.3	726.2	726.9	727.7	728.4	729.0	(23)	(18) + (19) + (20)

<sup>※</sup>四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-6 現状の施策を継続した場合の処理処分量(ケース 1)

-0.5				実績								———— 予測								
区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	No	予測の算出式等	于
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む)	t/年	4,825	4,730	4,790	4,854	4,656	4,713	4,403	4,398	4,402	4,406	4,420	4,412	4,413	4,415	4,410	4,381	(24)	(25) ~ (31) の合計	
可燃ごみ	t/年	4,108	4,050	4,085	4,110	4,015	4,053	4,067	4,058	4,059	4,061	4,072	4,062	4,062	4,062	4,056	4,027	(25)	(4) と同値	
不燃ごみ	t/ <b>年</b>	72	74	85	97	81	91	93	95	96	97	98	99	100	101	101	102	(26)	(8) と同値	
粗大ごみ	t/ <b>年</b>	205	152	181	221	201	199	201	203	204	205	207	208	208	209	210	209	(27)	(11) と同値	
処理残渣	t/年	21	21	24	29	27	38	38	38	39	39	39	39	39	39	39	39	(28)	(41) と同値	
掘り起こしごみ	t/年	419	430	410	392	328	328	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(29)		
助燃剤	t/年	-	3	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	(30)	R3実績値を維持	
災害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(31)		•
焼却残渣(飛灰)	t/年	229	220	246	246	228	231	216	216	216	216	217	216	216	216	216	215	(32)	(24) × R3の割合	4.90%
スラグ	t/年	291	422	468	476	380	385	359	359	359	360	361	360	360	360	360	357	(33)	(24) × R3の割合	8.16%
アルミ類	t/年	4	7	10	10	8	8	7	7	7	7	8	8	8	8	7	7	(34)	(24) × R3の割合	0.17%
搬ミックスメタル	t/ <b>年</b>	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(35)	(24) × R3の割合	0.00%
物鉄	t/ <b>年</b>	63	60	64	59	49	49	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	(36)	(24) × R3の割合	1.05%
鉄(不燃・粗大)	t/ <b>年</b>	36	38	34	44	43	43	41	40	40	41	41	41	41	41	41	40	(37)	(24) × R3の割合	0.92%
非鉄	t/ <b>年</b>	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(38)	(24) × R3の割合	0.04%
破砕不適物	t/ <b>年</b>	43	2	0	23	36	36	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	(39)	(24) × R3の割合	0.77%
リサイクル施設搬入量	t/ <b>年</b>	606	585	607	647	611	625	630	632	634	637	640	641	642	643	644	641	(40)	(14) と同値	
搬 処理残渣	t/ <b>年</b>	21	21	24	29	27	38	38	38	39	39	39	39	39	39	39	39	(41)	(40) - (42) - (43)	
出資源物	t/ <b>年</b>	571	555	560	587	568	581	586	588	589	592	595	596	597	598	599	596	(42)	(40) × R3の割合	92.969
物選別有害物	t/年	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	(43)	(40) × R3の割合	0.98%
	t/年	1,503	1,578	1,611	1,600	1,488	1,504	1,468	1,461	1,457	1,457	1,458	1,453	1,450	1,447	1,443	1,431	(44)	(45) + (46) + (47)	
熱回収施設	t/年	439	535	580	614	518	523	489	488	488	490	492	491	491	491	490	486	(45)	(33) ~ (39) の合計	
リサイクル施設	t/年	576	560	565	592	574	587	592	594	595	598	601	602	603	604	605	602	(46)	(42) + (43)	
集団回収	t/年	488	483	466	394	396	394	387	379	374	369	365	360	356	352	348	343	(47)	(15) と同値	
	%	27.4	29.5	29.7	29.3	28.1	28.0	27.3	27.2	27.1	27.1	27.1	27.1	27.0	27.0	26.9	26.9	(48)	(44) / (16)	
埋立量	t/年	229	220	246	246	228	231	216	216	216	216	217	216	216	216	216	215	(49)	(50) と同値	
焼却残渣(飛灰)	t/年	229	220	246	246	228	231	216	216	216	216	217	216	216	216	216	215	(50)	(32) と同値	
	%	4.2	4.1	4.5	4.5	4.3	4.3	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	(51)	(49) / (16)	

<sup>※</sup>四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。



□可燃ごみ ■不燃ごみ □粗大ごみ □資源(有害ごみ) ■集団回収

図 4-2 現状の施策を継続した場合のごみ排出量の推移

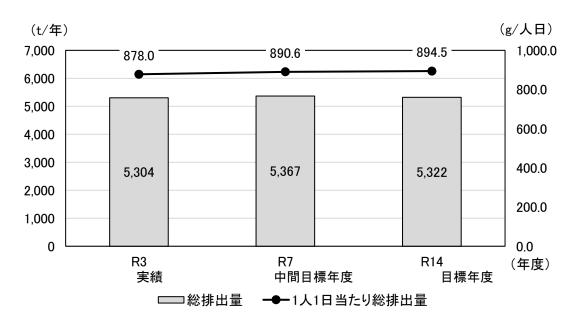


図 4-3 現状の施策を継続した場合の 1 人 1 日当たり総排出量の推移

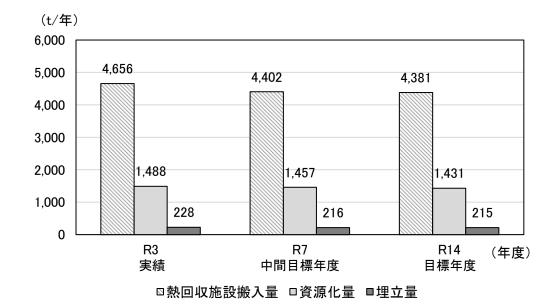


図 4-4 現状の施策を継続した場合の熱回収施設搬入量、資源化量、埋立量の推移

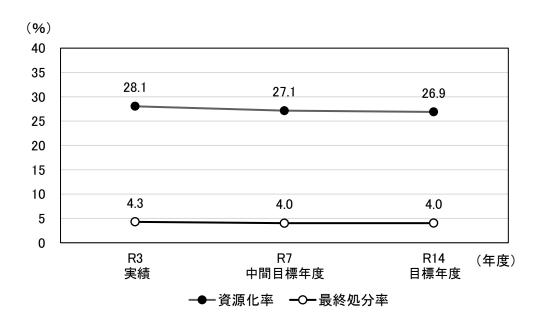


図 4-5 現状の施策を継続した場合の資源化率及び最終処分率の推移

# 5. 現在実施している施策を強化した場合のごみ排出量、処分量の見通し(ケース2)

現在実施している施策を強化した場合(ケース2)のごみ排出量、処理処分量の見通しを示します。

表 4-7 施策を強化した場合のごみ排出量(ケース 2)

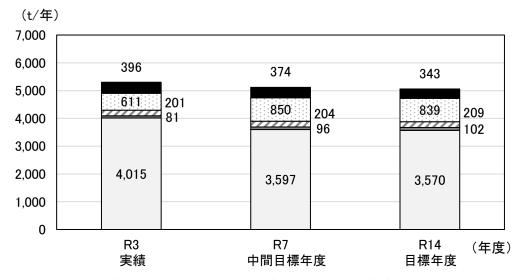
D. 八、 左连				実績								予測						N.	7 70 0 M 11 - 1 M
区分乀年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	No	予測の算出式等
行政区域内人口	人	16,984	16,781	16,746	16,594	16,551	16,541	16,531	16,521	16,511	16,501	16,491	16,481	16,471	16,459	16,380	16,301	(1)	第五次日の出町長期総合計画
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
排出量	t/ <b>年</b>	4,991	4,861	4,958	5,075	4,908	4,910	4,898	4,817	4,747	4,749	4,765	4,755	4,757	4,757	4,751	4,720	(3)	(4) + (8) + (11) +(14)
可燃ごみ	t/年	4,108	4,050	4,085	4,110	4,015	4,012	3,912	3,749	3,597	3,598	3,609	3,600	3,601	3,600	3,595	3,570	(4)	(18) × (1) × (2)
委託	t/年	4,104	4,041	4,080	4,100	4,008	4,005	3,905	3,743	3,591	3,592	3,603	3,594	3,595	3,594	3,589	3,564	(5)	(4) × R3の割合 99.83%
許可	t/年	2	6	3	6	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	(6)	(4) × R3の割合 0.12%
持込	t/年	2	3	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(7)	(4) - (5) - (6)
不燃ごみ	t/ <b>年</b>	72	74	85	97	81	87	93	95	96	97	98	99	100	101	101	102	(8)	(22) × (1) × (2)
委託	t/年	72	73	84	96	81	87	93	95	96	97	98	99	100	101	101	102	(9)	(8) × R3の割合 100.00%
持込	t/年	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(10)	(8) - (9)
粗大ごみ	t/年	205	152	181	221	201	201	201	203	204	205	207	208	208	209	210	209	(11)	(23) × (1) × (2)
委託	t/年	162	98	103	124	106	106	106	107	108	108	109	110	110	110	111	110	(12)	(11) × R3の割合 52.74%
持込	t/年	43	54	78	97	95	95	95	96	96	97	98	98	98	99	99	99	(13)	(11) - (12)
資源(有害ごみ)	t/年	606	585	607	647	611	610	692	770	850	849	851	848	848	847	845	839	(14)	(24) × (1) × (2)
集団回収	t/年	488	483	466	394	396	394	387	379	374	369	365	360	356	352	348	343	(15)	(26) × (1) × (2)
総排出量	t/年	5,479	5,344	5,424	5,469	5,304	5,304	5,285	5,196	5,121	5,118	5,130	5,115	5,113	5,109	5,099	5,063	(16)	(3) + (15)
1人1日当たり総排出量	g/人日	883.8	872.5	885.0	903.0	878.0	878.5	873.5	861.7	849.7	849.8	849.9	850.3	850.5	850.4	850.5	850.9	(17)	(16) / (1) / (2)
可燃ごみ	g/人日	662.7	661.2	666.5	678.6	664.6	664.6	646.6	621.7	596.8	597.4	597.9	598.4	598.9	599.3	599.7	600.0	(18)	R3の(18)-(19)-(20)-(21)
紙類の分別	g/人日	_	-	-	-	_	-	13.3	26.6	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	(19)	施策の強化による削減量
水切り	g/人日	-	-	-	-	-	-	9.3	18.6	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	(20)	施策の強化による削減量
食品ロスの削減対策	g/人日	-	-	-	-	_	-	3.0	6.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	(21)	施策の強化による削減量
不燃ごみ	g/人日	11.6	12.1	13.9	16.0	13.4	14.4	15.4	15.7	15.9	16.1	16.3	16.5	16.6	16.8	16.9	17.1	(22)	対数曲線
粗大ごみ	g/人日	33.1	24.8	29.5	36.5	33.3	33.3	33.3	33.6	33.8	34.0	34.3	34.5	34.6	34.8	35.0	35.1	(23)	べき乗曲線
資源	g/人日	97.8	95.5	99.0	106.8	101.1	101.1	114.4	127.7	141.0	141.0	141.0	141.0	141.0	141.0	141.0	141.0	(24)	R3O(24) + (25)
紙類の分別	g/人日		-	-	-	- ]	-	13.3	26.6	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	(25)	(19) と同値
集団回収	g/人日	78.7	78.9	76.0	65.1	65.6	65.3	64.0	62.9	62.0	61.2	60.4	59.8	59.2	58.6	58.1	57.6	(26)	べき乗曲線
資源・集団回収を除く	g/人日	707.4	698.1	709.9	731.1	711.3	712.3	695.3	671.0	646.5	647.5	648.5	649.4	650.1	650.9	651.6	652.2	(27)	(18) + (22) + (23)

<sup>※</sup>四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-8 施策を強化した場合の処理処分量(ケース 2)

-0.5				実績								———— 予測							7 704 0 AF 11 1 AF	
区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	No	予測の算出式等	Ē
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む)	t/年	4,825	4,730	4,790	4,854	4,656	4,669	4,252	4,097	3,953	3,956	3,970	3,963	3,965	3,966	3,961	3,936	(28)	(29) ~ (35) の合計	
可燃ごみ	t/年	4,108	4,050	4,085	4,110	4,015	4,012	3,912	3,749	3,597	3,598	3,609	3,600	3,601	3,600	3,595	3,570	(29)	(4) と同値	
不燃ごみ	t/ <b>年</b>	72	74	85	97	81	87	93	95	96	97	98	99	100	101	101	102	(30)	(8) と同値	
粗大ごみ	t/ <b>年</b>	205	152	181	221	201	201	201	203	204	205	207	208	208	209	210	209	(31)	(11) と同値	
処理残渣	t/年	21	21	24	29	27	37	42	46	52	52	52	52	52	52	51	51	(32)	(45) と同値	
掘り起こしごみ	t/年	419	430	410	392	328	328	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(33) F	R4で終了	
助燃剤	t/年	-	3	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	(34) F	R3実績値を維持	
災害ごみ	t/ <b>年</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(35)		
焼却残渣(飛灰)	t/年	229	220	246	246	228	229	208	201	194	194	195	194	194	194	194	193	(36)	(28) × R3の割合	4.90%
スラグ	t/年	291	422	468	476	380	381	347	334	323	323	324	323	324	324	323	321	(37)	(28) × R3の割合	8.16%
アルミ類	t/年	4	7	10	10	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	(38)	(28) × R3の割合	0.17%
搬ミックスメタル	t/ <b>年</b>	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(39)	(28) × R3の割合	0.00%
物鉄	t/年	63	60	64	59	49	49	45	43	42	42	42	42	42	42	42	41	(40)	(28) × R3の割合	1.05%
鉄(不燃・粗大)	t/年	36	38	34	44	43	43	39	38	36	36	37	36	36	36	36	36	(41)	(28) × R3の割合	0.92%
非鉄	t/年	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(42)	(28) × R3の割合	0.049
破砕不適物	t/年	43	2	0	23	36	36	33	32	30	30	31	31	31	31	30	30	(43)	(28) × R3の割合	0.779
リサイクル施設搬入量	t/年	606	585	607	647	611	610	692	770	850	849	851	848	848	847	845	839	(44)	(14) と同値	
搬処理残渣	t/年	21	21	24	29	27	37	42	46	52	52	52	52	52	52	51	51	(45)	(44) - $(46)$ - $(47)$	
出資源物	t/年	571	555	560	587	568	567	643	716	790	789	791	788	788	787	786	780	(46)	(44) × R3の割合	92.96%
物選別有害物	t/年	5	5	5	5	6	6	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	(47)	(44) × R3の割合	0.98%
	t/ <b>年</b>	1,503	1,578	1,611	1,600	1,488	1,486	1,510	1,559	1,612	1,606	1,607	1,597	1,594	1,589	1,582	1,568	(48)	(49) + (50) + (51)	
熱回収施設	t/ <b>年</b>	439	535	580	614	518	519	473	456	440	440	443	441	442	442	440	437	(49)	(37) ~ (43) の合計	
リサイクル施設	t/ <b>年</b>	576	560	565	592	574	573	650	724	798	797	799	796	796	795	794	788	(50)	(46) + (47)	
集団回収	t/年	488	483	466	394	396	394	387	379	374	369	365	360	356	352	348	343	(51)	(15) と同値	
	%	27.4	29.5	29.7	29.3	28.1	28.0	28.6	30.0	31.5	31.4	31.3	31.2	31.2	31.1	31.0	31.0	(52)	(48) / (16)	
埋立量	t/ <b>年</b>	229	220	246	246	228	229	208	201	194	194	195	194	194	194	194	193	(53)	(54) と同値	
焼却残渣(飛灰)	t/年	229	220	246	246	228	229	208	201	194	194	195	194	194	194	194	193	(54)	(36) と同値	
 最終処分率	%	4.2	4.1	4.5	4.5	4.3	4.3	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	(55)	(53) / (16)	

<sup>※</sup>四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。



□可燃ごみ ■不燃ごみ □粗大ごみ □資源(有害ごみ) ■集団回収

図 4-6 施策を強化した場合のごみ排出量の推移

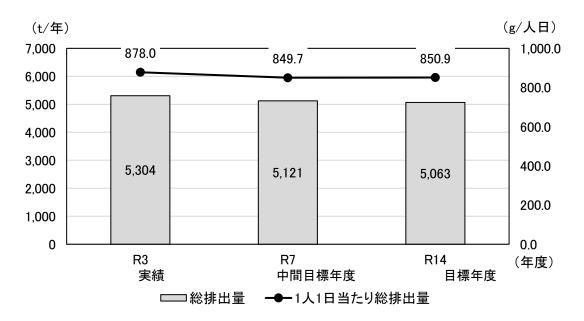


図 4-7 施策を強化した場合の 1 人 1 日当たり総排出量の推移

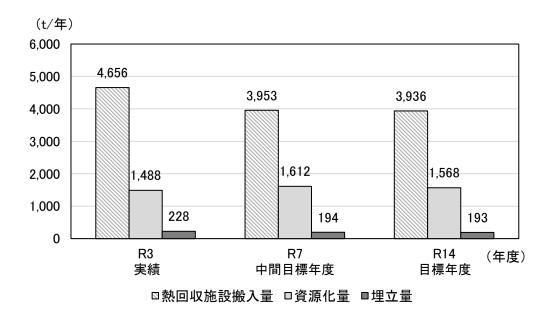


図 4-8 施策を強化した場合の熱回収施設搬入量、資源化量、埋立量の推移

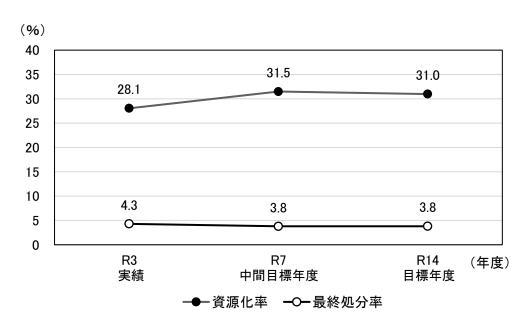


図 4-9 施策を強化した場合の資源化率及び最終処分率の推移

# 6. 新たな施策を追加した場合のごみ排出量、処分量の見通し(ケース3)

現在実施している施策の強化に加え、新たな施策を追加した場合(ケース3)のごみ排出量、処理処分量の見通しを示します。 現在実施している施策の強化に加え、新たな施策を実施することで、1人1日当たり総排出量(資源除く)は600g/人日を下回り、資源化率は約34%となる見通しです。

表 4-9 新たな施策を追加した場合のごみ排出量(ケース3)

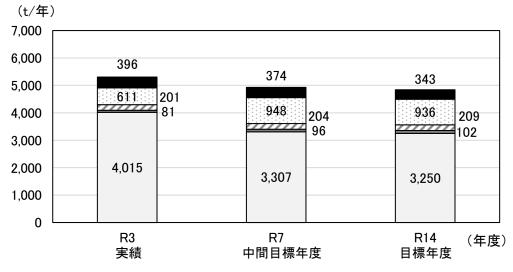
				実績								予測							
区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	No	予測の算出式等
<u></u> 行政区域内人口	人	16,984	16,781	16,746	16,594	16,551	16,541	16,531	16,521	16,511	16,501	16,491	16,481	16,471	16,459	16,380	16,301	(1)	第五次日の出町長期総合計画
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
非出量 非出量	t/ <b>年</b>	4,991	4,861	4,958	5,075	4,908	4,910	4,807	4,675	4,555	4,552	4,562	4,547	4,544	4,540	4,530	4,497	(3)	(4) + (8) + (11) +(14
可燃ごみ	t/ <b>年</b>	4,108	4,050	4,085	4,110	4,015	4,012	3,788	3,542	3,307	3,303	3,308	3,294	3,290	3,285	3,276	3,250	(4)	(18) × (1) × (2)
委託	t/年	4,104	4,041	4,080	4,100	4,008	4,005	3,782	3,536	3,301	3,297	3,302	3,288	3,284	3,279	3,270	3,244	(5)	(4) × R3の割合 99.8
許可	t/ <b>年</b>	2	6	3	6	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	(6)	(4) × R3の割合 0.1
持込	t/ <b>年</b>	2	3	2	4	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(7)	(4) - (5) - (6)
不燃ごみ	t/年	72	74	85	97	81	87	93	95	96	97	98	99	100	101	101	102	(8)	(24) × (1) × (2)
委託	t/年	72	73	84	96	81	87	93	95	96	97	98	99	100	101	101	102	(9)	(8) × R3の割合 100.0
持込	t/ <b>年</b>	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(10)	(8) - (9)
粗大ごみ	t/ <b>年</b>	205	152	181	221	201	201	201	203	204	205	207	208	208	209	210	209	(11)	(25) × (1) × (2)
委託	t/ <b>年</b>	162	98	103	124	106	106	106	107	108	108	109	110	110	110	111	110	(12)	(11) × R3の割合 52.74
持込	t/ <b>年</b>	43	54	78	97	95	95	95	96	96	97	98	98	98	99	99	99	(13)	(11) - (12)
資源(有害ごみ)	t/ <b>年</b>	606	585	607	647	611	610	725	835	948	947	949	946	946	945	943	936	(14)	(26) × (1) × (2)
	t/ <b>年</b>	488	483	466	394	396	394	387	379	374	369	365	360	356	352	348	343	(15)	(29) × (1) × (2)
~ 総排出量	t/ <b>年</b>	5,479	5,344	5,424	5,469	5,304	5,304	5,194	5,054	4,929	4,921	4,927	4,907	4,900	4,892	4,878	4,840	(16)	(3) + (15)
人1日当たり総排出量	g/人日	883.8	872.5	885	903	878	878.7	858.5	838.1	817.8	817.0	816.3	815.7	814.9	814.3	813.7	813.3	(17)	(16) / (1) / (2)
可燃ごみ	g/人日	662.7	661.2	666.5	678.6	664.6	664.6	626.0	587.4	548.8	548.4	548.0	547.6	547.2	546.8	546.4	546.2	(18)	R3の(18)ー(19)~(23)の合計
紙類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	13.3	26.6	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	(19)	施策の強化による削減量
水切り	g/人日	-	-	-	-	-	-	9.3	18.6	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	27.9	(20)	施策の強化による削減量
食品ロスの削減対策	g/人日	-	-	-	-	-	-	3.0	6.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	(21)	施策の強化による削減量
プラスチックの分別	g/人日	-	-	-	_	-	-	5.4	10.8	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	(22)	新たな施策による削減量
事業系ごみの排出抑制	g/人日	-	-	-	_	-	-	7.6	15.2	22.7	23.1	23.5	23.9	24.3	24.7	25.1	25.3	(23)	新たな施策による削減量
不燃ごみ	g/人日	11.6	12.1	13.9	16	13.4	14.4	15.4	15.7	15.9	16.1	16.3	16.5	16.6	16.8	16.9	17.1	(24)	対数曲線
粗大ごみ	g/人日	33.1	24.8	29.5	36.5	33.3	33.3	33.3	33.6	33.8	34.0	34.3	34.5	34.6	34.8	35.0	35.1	(25)	べき乗曲線
資源	g/人日	97.8	95.5	99	106.8	101.1	101.1	119.8	138.5	157.3	157.3	157.3	157.3	157.3	157.3	157.3	157.3	(26)	R3 $\mathcal{O}(26)$ + (27) + (28)
紙類の分別	g/人日		-	-	-		-	13.3	26.6	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	39.9	(27)	(19) と同値
プラスチックの分別	g/人日		-	-	_	_	-	5.4	10.8	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	(28)	(22) と同値
集団回収	g/人日	78.7	78.9	76	65.1	65.6	65.3	64.0	62.9	62.0	61.2	60.4	59.8	59.2	58.6	58.1	57.6	(29)	べき乗曲線
	g/人日	707.4	698.1	709.9	731.1	711.3	712.3	674.7	636.7	598.5	598.5	598.6	598.6	598.4	598.4	598.3	598.4	(30)	(18) + (24) + (25)

<sup>※</sup>四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-10 新たな施策を追加した場合の処理処分量(ケース 3)

E.V.				実績								予測							7 W 0 # U + #
区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	No	予測の算出式等
・回収施設搬入量 不燃・粗大ごみ処理設備 む)	t/年	4,825	4,730	4,790	4,854	4,656	4,669	4,130	3,895	3,669	3,667	3,675	3,663	3,660	3,657	3,648	3,622	(31)	(32) ~ (38) の合計
可燃ごみ	t/ <b>年</b>	4,108	4,050	4,085	4,110	4,015	4,012	3,788	3,542	3,307	3,303	3,308	3,294	3,290	3,285	3,276	3,250	(32)	(4) と同値
不燃ごみ	t/ <b>年</b>	72	74	85	97	81	87	93	95	96	97	98	99	100	101	101	102	(33)	(8) と同値
粗大ごみ	t/ <b>年</b>	205	152	181	221	201	201	201	203	204	205	207	208	208	209	210	209	(34)	(11) と同値
処理残渣	t/ <b>年</b>	21	21	24	29	27	37	44	51	58	58	58	58	58	58	57	57	(35)	(48) と同値
掘り起こしごみ	t/年	419	430	410	392	328	328	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(36)	
助燃剤	t/ <b>年</b>	-	3	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	(37)	R3実績値を維持
災害ごみ	t/ <b>年</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(38)	
焼却残渣(飛灰)	t/ <b>年</b>	229	220	246	246	228	212	188	177	167	167	167	167	167	166	166	165	(39)	(31) × 4.55% (
スラグ	t/ <b>年</b>	291	422	468	476	380	381	337	318	299	299	300	299	299	298	298	296	(40)	(31) × R3の割合
アルミ類	t/年	4	7	10	10	8	8	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	(41)	(31) × R3の割合
搬ミックスメタル	t/ <b>年</b>	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(42)	(31) × R3の割合
物鉄	t/年	63	60	64	59	49	49	43	41	39	39	39	38	38	38	38	38	(43)	(31) × R3の割合
鉄(不燃・粗大)	t/ <b>年</b>	36	38	34	44	43	43	38	36	34	34	34	34	34	34	34	33	(44)	(31) × R3の割合
非鉄	t/ <b>年</b>	2	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	(45)	(31) × R3の割合
破砕不適物	t/ <b>年</b>	43	2	0	23	36	36	32	30	28	28	28	28	28	28	28	28	(46)	(31) × R3の割合
ナイクル施設搬入量	t/ <b>年</b>	606	585	607	647	611	610	725	835	948	947	949	946	946	945	943	936	(47)	(14) と同値
<sub>搬</sub> 処理残渣	t/ <b>年</b>	21	21	24	29	27	37	44	51	58	58	58	58	58	58	57	57	(48)	(47) - (49) - (50)
出資源物	t/ <b>年</b>	571	555	560	587	568	567	674	776	881	880	882	879	879	878	877	870	(49)	(47) × R3の割合 9
物 選別有害物	t/ <b>年</b>	5	5	5	5	6	6	7	8	9	9	9	9	9	9	9	9	(50)	(47) × R3の割合
	t/ <b>年</b>	1,503	1,578	1,611	1,600	1,488	1,486	1,527	1,597	1,671	1,665	1,664	1,654	1,650	1,644	1,639	1,624	(51)	(52) + (53) + (54)
熱回収施設	t/ <b>年</b>	439	535	580	614	518	519	459	434	407	407	408	406	406	405	405	402	(52)	(40) ~ (46) の合計
リサイクル施設	t/ <b>年</b>	576	560	565	592	574	573	681	784	890	889	891	888	888	887	886	879	(53)	(49) + (50)
集団回収	t/年	488	483	466	394	396	394	387	379	374	369	365	360	356	352	348	343	(54)	(15) と同値
原化率	%	27.4	29.5	29.7	29.3	28.1	28.0	29.0	32.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	(55)	(51) / (16)
立量	t/ <b>年</b>	229	220	246	246	228	212	188	177	167	167	167	167	167	166	166	165	(56)	(57) と同値
焼却残渣(飛灰)	t/ <b>年</b>	229	220	246	246	228	212	188	177	167	167	167	167	167	166	166	165	(57)	(39) と同値
 終処分率	%	4.2	4.1	4.5	4.5	4.3	4.0	3.6	3.5	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	(58)	(56) / (16)

<sup>※</sup>四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。



□可燃ごみ ■不燃ごみ □粗大ごみ □資源(有害ごみ) ■集団回収

図 4-10 新たな施策を追加した場合のごみ排出量の推移

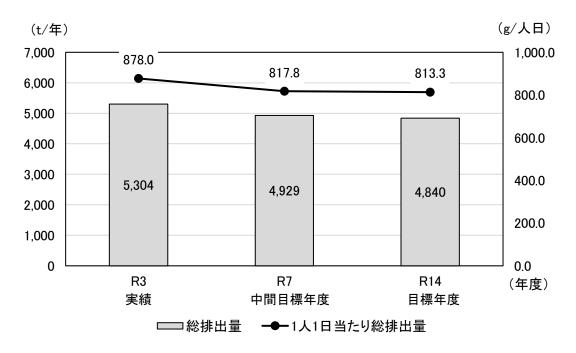


図 4-11 新たな施策を追加した場合の 1 人 1 日当たり総排出量の推移

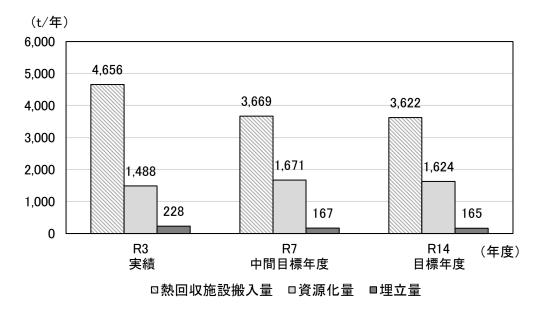


図 4-12 新たな施策を追加した場合の熱回収施設搬入量、資源化量、埋立量の推移

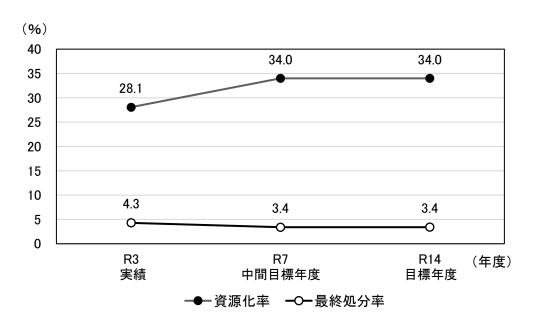


図 4-13 新たな施策を追加した場合の資源化率及び最終処分率の推移

# 7. 各ケースの比較結果

各ケースの比較結果を示します。

[ケース1] 現状の施策を継続した場合 (P49-P52)

[ケース2] 現状の施策を強化した場合 (P53-P56)

[ケース3] 新たな施策を追加した場合 (P57-P60)

表 4-11 各ケースの比較

		単位	実績値	推討	†値
		甲亚	R3	R7	R14
	ケース1			723.3	729.0
1人1日当たり総排出量※	ケース2	g/人日	711	646.5	652.2
	ケース3			598.5	598.4
	ケース1			27.1	26.9
資源化率	ケース2	%	28.1	31.5	31.0
	ケース3			34.0	34.0
	ケース1			216	215
処分量	ケース2	t/年	228	194	193
	ケース3			167	165

※1人1日当たり総排出量は資源除く

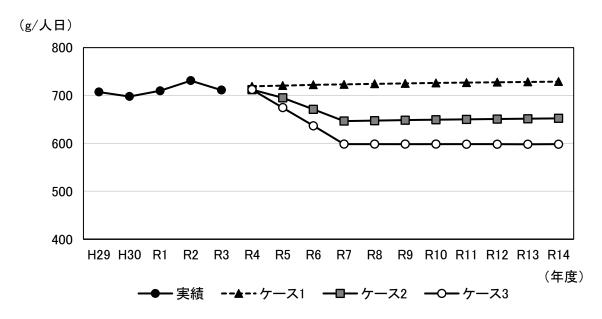


図 4-14 1人 1日当たり総排出量(資源除く)の比較

以上より、ケース3において表3-22 (P40) に示した前計画の目標値が達成される見通 しです。よって、本計画の目標値を次のように設定します。

# ◆中間目標年度(令和7年度)における目標値

・1人1日当たり総排出量(資源除く):令和3年度比で約113g/人日削減

• 資源化率:約34%

・最終処分量:令和3年度比で約61 t/年削減

# ◆計画目標年度(令和14年度)における目標値

・1人1日当たり総排出量(資源除く):令和3年度比で約113g/人日削減

• 資源化率:約34%

・最終処分量:令和3年度比で約63 t/年削減

# 8. 目標値の達成

表 4-12 に示すように、ケース3の採用により、目標値を達成できる見込みです。

表 4-12 目標値を達成した場合の指標

	令和3年度	令和7年度	令和14年度			
	実績	中間目標年度	目標年度			
1人1日当たり排出量	711.3g/人日	598.5 g/人日	598.4 g/人日			
(資源除く)	/11.5g/ <b>八口</b>	(約113 g削減)	(約113 g削減)			
資源化率	28.1%	約34%	約34%			
最終処分量	228 t/年	167 t/年	165 t/年			
取於处力里	228 t/ <del>+</del>	(61 t削減)	(63 t削減)			

## 第3節 発生抑制·排出抑制計画

令和3年度のごみ総排出量は平成29年度以降で最も減少しましたが、目標値を達成するためには、改めて発生抑制、排出抑制の大切さを認識し、住民、事業者、行政がともに行動に移すことが大切です。

小さなことを積み重ねていくことが『廃棄物の減量化とリサイクルの推進』につながります。



# 1. 循環型社会の形成

## ① 食品ロスの削減(継続)

日本では、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」の排出量は、約600万t(平成30年度農林水産省推計)と推計されています。

令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、東京都でも食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を令和3年3月に策定しています。

組合で焼却している可燃ごみ中の生ごみ類の割合は 16%程度(乾燥重量ベース)ですが、生ごみ類は水分を多く含んでいることから、実際には、生ごみ類が可燃ごみの 3~4 割程度を占めていると考えられます。

そこで、本町では、家庭での生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理機器購入の際の補助、ダンボールコンポスト容器の譲与などを行っていますが、そのほかにも次のような施策を検討し、実施できるよう努めます。

表 4-13 食品ロスの削減に向けた施策(案)(1)

施策例	内容							
	令和 2 年度に行ったごみ組成調査結果を踏まえ、可							
食品ロス・食品廃棄物の	燃ごみに含まれている未利用食品、食べ残しについ							
削減対策の検討	て、本町にそった対策を検討します。							
	意識調査の実施を検討します。							
生ごみ等の資源化方法の調査	先進的な生ごみ等の資源化方法を調査し、導入でき							
主この寺の貞源化力法の調査	るか検討を行います。							
	宴会や会食において、「最初の30分間と最後の10分							
3010 運動の周知	間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう」と							
	いう3010 運動を啓発します。							
	食品ロス削減に取り組んでいる店舗、又はこれから取							
食べきり協力店の登録制度の紹介	り組もうとしている店舗を「食べきり協力店」として登録							
	し、その取組を応援します。							

表 4-13 食品ロスの削減に向けた施策 (案) (2)

施策例	内容
飲食店での食べ残しが 少なくなる工夫のお願い 買い物の際、すぐ食べる場合は	飲食店及び利用者に対して、食べ残しを減らすためのポスターの掲示、呼びかけ等の啓発を行います。また、飲食店に小盛メニューの導入、食べ残してしまった場合は、持ち帰りができるようお願いするとともに、住民にもこのような取組を紹介します。 すぐに食べる場合は、消費期限・賞味期限が間近な食品から購入するよう、購入者へ呼びかけを行いま
陳列順に購入する 	す。
食材を無駄にしないレシピ、 食品ロスゼロレシピの紹介	「食材をできるだけそのまま使用すること」又は「調理時に発生した廃棄部分を再利用すること」の方法で、なるべくごみが出ないように工夫したレシピを紹介します。
フードバンク活動の紹介	品質に問題がないものの市場での流通が困難な食品や、賞味期限前に廃棄されてしまう食品などの寄附を受けて生活困窮者や施設・団体に提供し、支援に役立てる活動を紹介します。
フードドライブなどへの寄附	各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする 人々にフードバンクなどを通じて寄附する活動です。イ ベントの開催時にフードドライブの実施を検討し寄附を 募ります。
食育	施設見学会やごみに関する講座を開催する際に、給食の食べ残しを減らすように啓発します。

# ② 広報·啓発活動(継続)

ごみ処理業務についての情報を、ホームページ等により定期的に発信することで、 住民のごみに関する理解を深めていきます。

また、分別等に大幅な変更がある場合にはごみの分別・排出方法等を記載した冊子を作成し、全戸に配布します。

## ③ 資源回収事業の推進及び奨励金の交付(継続)

集団回収を実施している団体に対して奨励金を交付し、住民による集団回収をより一層拡大するため、引き続き、支援していきます。

## ④ 分別意識と排出時のモラルの向上による資源分別の徹底(継続)

組合において実施している乾燥重量ベースのごみの性状調査(表 3-5 P25)によると、可燃ごみにおいて一番ウエイトが高いのは紙類であり、その中には資源である紙類等が混入していることが想定できます。

そのため、分別収集計画及び分別カレンダーに基づき、マナーを守った適正な排出のため、分別指導や環境教育を行い、住民のごみに対する意識の向上、ごみの資源化に努めます。

# ⑤ リターナブル容器の紹介と返却の促進(新規)

リターナブル容器は、何度も使用できることから、原料や製造にともなうエネルギーを削減することができ、非常に環境に優しい容器です。

びんとして回収されたリターナブルびんの場合、組合のリサイクル施設において、 生びんとして分別されていますが、リターナブル容器の特徴を紹介し、再使用(リユース)の輪が途切れてしまわないよう、購入店への返却を促します。

### ⑥ 家庭での生ごみの堆肥化を推進(継続)

厨芥類の堆肥化を推進するために、生ごみ処理容器購入補助制度を今後も継続し、 その利用拡大のため一層啓発を行います。

### ⑦ 廃棄物減量等推進審議会での審議・検討 (継続)

ごみの発生抑制・再資源化を推進していくための方策や基本計画の改定等について、廃棄物減量等推進審議会において審議・検討を図っていきます。

#### ⑧ ごみ00(ゼロゼロ)大作戦21推進協力会との連携(継続)

地域におけるごみの減量、適切な処理及び再利用を推進するために、地域密着型として活躍している協力会などの協力により、ごみ分別等の周知を図っていきます。

## ⑨ 適正な廃棄物処理手数料の検討(新規事業)

現在、事業系ごみの直接搬入に対して手数料を徴収していますが、公正な受益者負担の観点や近隣市町村の状況も考慮し、必要に応じて料金の見直しを行ないます。

#### ⑩ 減量・資源化推進のための普及啓発活動(継続)

住民及び事業者の協力を得るために、町広報・町ホームページ等で啓発運動に努めます。また、事業所内による資源化や自家処理の推進を指導するとともに、排出抑制 や減量化の指導を行ないます。

## ① 事業者へのごみ減量啓発(新規事業)

現在、ごみ減量啓発のために行っている事業用大規模建築物の所有者に対する「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を継続していくとともに、中小規模の事業所へのごみ減量啓発の実施を検討します。

令和2年度に実施したごみ組成調査結果を踏まえ、業種別の適正処理・減量・資源 化の指導、減量・資源化に関する情報を発信します。

### ① 生ごみ等の資源化方法の調査 (新規事業)

可燃ごみに占める割合が比較的大きい生ごみや木質系廃棄物等のバイオマスをメタンガスや水素へ変換して再資源化や再生エネルギー化を図る技術について、最新の動向や、将来的な採用の可能性を調査します。

また、紙おむつの減量・資源化技術・処理業者、国等の動向を調査するとともに、 情報の発信や技術が確立した際の導入支援を検討します。

## ③ ごみ処理費用の削減(継続)

ごみの減量化とあわせて、処理費用の適正化などにより、効率的なごみの収集・運搬を図り、ごみ処理費用の節減に努めます。

### (14) ごみの戸別収集・有料化の継続(継続)

ごみの分別の徹底や排出者責任を明確にすることにより、ごみの減量・資源化の推進やごみに対する住民・事業者の意識の向上などを図ることを目的とし、現在実施しているごみの戸別収集・有料化を引き続き実施していきます。

## 2. 適正処理・処分の推進

① 熱回収(継続)

溶融処理により発生する熱エネルギーで発電を行います (サーマルリサイクル)。

### ② 最終処分場再生(継続)

令和 4 年度まで、埋め立てられているごみを掘り起こし、最終処分場の再生事業に取り組んできました。また、熱回収施設で発生した溶融スラグを土木資材(路盤材)等として有効利用を図ることで、組合及び構成市町村の貴重な財産である最終処分場の延命、再生により循環型社会の構築を図ります。





#### 3. 生活環境・自然環境の確保

#### ① 持込みごみの受入(継続)

平成28年4月より開始している持込みごみの受入れにより、ごみの排出量が増加しないように、今後も経過観察を行います。

#### ② ごみ焼却に伴う環境負荷の低減(継続)

環境に配慮した処理を進めるため、構成市町村と協働で、環境基準に基づく有害物質の管理及びダイオキシン類による環境への負荷を低減し、これらの有害物質の発生抑制などの対策を講じていきます。

#### ③ 清掃工場の適正管理(継続)

ごみ処理施設の適正管理については、「廃棄物処理法」第8条に基づく維持管理計画による機器の整備やメンテナンスを定期的に実施することにより、安定したごみ処理を行います。

#### ④ 最終処分場の適正管理(継続)

最終処分場の適正管理については、「廃棄物処理法」第8条に基づく維持管理計画により適正管理します。

# 7 まねギーをみなに 9 点束と技術業長の 11 住み続けられる 12 つくる責任 13 実施支配: 17 パトラーシップで 日本日本の 12 つくる責任 13 実施支配: 17 保持を利用を 17 保持・シップで 17 保持・シップで 17 保持・シップで 18 保持・利用を 18 保

#### 4. 減量化・資源化のための役割分担

基本理念『廃棄物の減量化とリサイクルの推進』を実現するためには、住民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが大切です。そこで、本町では、組合や構成市町村と協働で施策を展開し、役割分担を明確にした上でごみの減量化を図っていきます。

#### 第4節 収集•運搬計画

#### 1. 収集対象区域

収集・運搬の範囲は現行どおり、本町の行政区域全域とします。

#### 2. 分別収集区分

組合の構成市町村の分別区分は同じですが、表 4-14 に示すように、木の枝はひもで東 ねる方法と可燃ごみの指定袋に入れる方法があり、排出形態に違いがみられます。公平 性や効率的な運営のためにも、統一に向けた検討を行います。

表 4-14 排出形態の違い

- A	4 4 7 mz <del>4</del>		思り遅い	南在床下
区分	あきる野市	日の出町	檜原村	奥多摩町
	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
	・生ごみ類	・生ごみ類	・生ごみ類	・生ごみ類
	・資源にならない紙	<ul><li>資源にならない紙</li></ul>	<ul><li>資源にならない紙</li></ul>	<ul><li>資源にならない紙</li></ul>
	類	類	類	類
	・衛生上焼却処分す	・衛生上焼却処分す	・衛生上焼却処分す	・衛生上焼却処分す
	るもの	るもの	るもの	るもの
	・生活用品(ちり紙、	・生活用品(ちり紙、	・生活用品(ちり紙、	・生活用品(ちり紙、
	食用油等)	食用油等)	食用油等)	食用油等)
可燃	•葉、草、板、棒	•葉、草、板、棒	•葉、草、板、棒	•葉、草、板、棒
ごみ	・プラスチック・発泡	・プラスチック・発泡	・プラスチック・発泡	・プラスチック・発泡
	スチロール類	スチロール類	スチロール類	スチロール類
	・ゴム・ビニール類	・ゴム・ビニール類	・ゴム・ビニール類	・ゴム・ビニール類
	・アルミ箔類	・アルミ箔類	・アルミ箔類	・アルミ箔類
	•皮革類	•皮革類	•皮革類	•皮革類
	透明、半透明の袋	中身が見える袋	<ul><li>紙おむつ</li></ul>	・木の枝(50cm以下)
	<ul><li>紙おむつ</li></ul>	<ul><li>紙おむつ</li></ul>		
	ひもで束ねる	ひもで束ねる	ひもで束ねる	透明、半透明の袋
	・木の枝(50cm以下)	•木の枝(50cm 以下)	•木の枝(50cm以下)	<ul><li>紙おむつ</li></ul>
不燃	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
ごみ	旧足衣	旧处衣	拍化衣	旧足衣
	容器	容器	コンテナ	透明、半透明の袋
	·缶·金属類	·缶·金属類	·缶·金属類	•缶•金属類
	<b>・</b> びん類	<b>・</b> びん類	<b>・</b> びん類	<b>・</b> びん類
	・ペットボトル	・ペットボトル	・ペットボトル	・ペットボトル
	・白色トレイ	・白色トレイ	<ul><li>白色トレイ</li></ul>	・白色トレイ
資源	•使用済小型電子機	•使用済小型電子機	•使用済小型電子機	•布類
貝娜	器	器	器	そのまま、透明の袋
				•使用済小型電子機
				器
	ひもで束ねる	ひもで束ねる	ひもで束ねる	ひもで束ねる
	•古紙	▪紙類	•紙類	•紙類
	•布類	•布類	•布類	
有害 ごみ	透明の袋	容器	指定袋及びコンテナ	透明の袋、購入した 際の箱

また、表 3-23 (P42) に示すように、「ごみ処理基本計画策定指針」では、標準的な分別収集区分を類型 I ~Ⅲの三段階に分類しています。現在、本町から排出されるプラスチック類は可燃ごみとして焼却していることから、類型は I となります。

さらに、「プラスチック資源循環促進法」が令和4年4月1日に施行され、市区町村は、 プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して 排出するように住民に周知するよう努めなければならないことになりました。

以上を踏まえ、本町では、分別収集区分の類型 I から類型 II や類型 III へ向けた検討を行うとともに、プラスチック使用製品廃棄物をプラスチック容器包装廃棄物と一括して分別収集する方法を検討し、再商品化に取り組みます。

#### 3. 収集•運搬量

収集・運搬量の将来推移(ケース3)を表 4-15 に示します。

家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物は、本町が主体となって収集・運搬計画を立案し、臨時及び多量に排出される一般廃棄物は、排出者自身において直接搬入することを基本とします。

表 4-15 収集・運搬量の将来推移(ケース3)

(単位:t/年)

		実績	中間目標年度	計画目標年度
		R3	R7	R14
収集	· 運搬量	4,811	4,457	4,396
	可燃ごみ	4,013	3,305	3,248
	不燃ごみ	81	96	102
	粗大ごみ	106	108	110
	資源(有害ごみ)	611	948	936

#### 4. 資源化ルート

現在、組合の施設に搬入し、その後選別された資源は各資源化業者に引き渡し、資源化 を実施していますが、今後もこの体制を継続します。

なお、集団回収により回収した資源については、資源回収業者から資源化業者に引き 渡され、資源化しています。

#### 第5節 中間処理計画

#### 1. 中間処理方法

これまでと同様、高尾清掃センターにおいて、減容化、資源化を行い、資源の一部(白色トレイ、紙類、布類及び有害ごみ等)については、ストックヤードに保管後に資源化事業者、有害ごみ処理委託事業者に引渡すこととし、今後も現体制を継続します。

また、プラスチック類については、組合の構成市町村とともに、本町にとって最もふさわしい方法を検討することとします。

#### 2. 中間処理量

高尾清掃センターにおける中間処理対象は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源及び 有害ごみであり、その他掘り起こしごみの焼却処理も行っています。なお、掘り起こしご みの焼却処理については、令和4年度で完了する予定です。

中間処理量の将来推移(ケース3)を表 4-16 に示します。

表 4-16 中間処理量の将来推移(ケース3)

(単位:t/年)

		実績	中間目標年度	計画目標年度
		R3	R7	R14
	]収施設搬入量 燃・粗大ごみ処理設備含む)	4,656	3,669	3,622
	可燃ごみ	4,015	3,307	3,250
	不燃ごみ	81	96	102
	粗大ごみ	201	204	209
	処理残渣	27	58	57
	掘り起こしごみ	328	0	0
	助燃剤	4	4	4
リサ	イクル施設搬入量	611	948	936
処	処理残渣	27	58	57
理  内	資源物	568	881	870
訳	選別有害物	6	9	9

#### 第6節 最終処分計画

#### 1. 最終処分方法

これまでと同様、高尾清掃センターにおいて中間処理を行い、飛灰のみを埋立処分とします。また、適正な最終処分を実施し、最終処分場の延命化に努めます。

#### 2. 最終処分量

最終処分量の将来推移(ケース3)を表4-17に示します。

表 4-17 最終処分量の将来推移(ケース3)

(単位:t/年)

		実績	中間目標年度	計画目標年度	
		R3	R7	R14	
埋立	量	228	167	165	
	焼却残渣(飛灰)	228	167	165	

#### 第7節 その他の廃棄物対策

#### 1. 災害廃棄物に関する対策

本町では令和4年5月に「日の出町災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害発生時には、東京都、組合、構成市町村及び近隣市町と連携を図り、災害廃棄物処理に取り組むこととします。

また、国の災害廃棄物対策指針、東京都災害廃棄物処理計画及び構成市町村の地域防災計画等を踏まえ、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行います。

# 2. 不法投棄対策

不法投棄は生活環境や自然環境に影響を及ぼすため、本計画の着実な実施を図るためにも、構成市町村が実施する不法投棄対策に協力することとします。

# 第5章 生活排水処理基本計画

#### 第1節 生活排水処理の現状

#### 1. 処理形態別人口の現状

#### (1) 国及び東京都の生活排水処理形態別人口

国及び東京都の生活排水処理形態別人口(令和2年度)を表5-1に示します。

生活雑排水(台所や風呂、洗濯等の排水)は、公共下水道、農業集落排水施設、漁業 集落排水施設、合併処理浄化槽等により処理され、残りの生活雑排水は未処理のまま 河川等に放流されています。

令和2年度の国の生活排水処理率は88.3%、東京都が99.6%となっています。本町では98.0%であり、国の平均を上回りますが、東京都の平均よりは低くなっています。

表 5-1 国及び東京都の生活排水処理形態別人口(令和 2 年度)

			全国	東京都	日の出町	備考		
行耳	改区	域区	内人口(10月1日)	(人)	126,739,787			
1.計画処理区域内人口 (人)			126,739,787	13,854,370	16,594			
生		2.기	K洗化·生活雑排水処理人口	(人)	111,879,611	13,805,011	16,257	
活			(1)コミュニティ・プラント人口	(人)	258,825	2,353	0	
排水			(2)合併処理浄化槽人口	(人)	14,420,961	27,565	84	
処			(3)公共下水道人口	(人)	97,199,825	13,775,093	16,173	
理			(4)農業集落排水施設人口	(人)	*	*	0	
形態別			K洗化·生活雜排水未処理人口 単独処理浄化槽人口)	(人)	9,319,148	33,615	251	
人		4.∄	<b>上水洗化人口</b>	(人)	5,541,028	15,744	86	
			(1)汲み取り人口	(人)	5,480,653	15,677	86	
			(2)自家処理	(人)	60,375	67	0	
生活	舌排	水	<b>心理率</b>	(%)	88.3%	99.6%	98.0%	2/1
水流	先化	率		(%)	95.6%	99.9%	99.5%	(2+3)/1

資料:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

※農業集落排水施設人口は合併処理浄化槽人口に含む

#### (2) 生活排水処理形態別人口

本町の処理形態別人口の実績を表 5-2 及び図 5-1 に示します。

表 5-2 処理形態別人口の実績

区分					H29	H30	R1	R2	R3	備考
行团	攺区	域[	内人口(10月1日)	(人) 16,984 16,781 16,746 16,594 16,551						
				(人)	16,984	16,781	16,746	16,594	16,551	
生		2.7	K洗化·生活雑排水処理人口	(人)	16,644	16,441	16,409	16,257	16,214	
活			(1)コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0	0	0	
排水			(2)合併処理浄化槽人口	(人)	84	84	84	84	84	
処			(3)公共下水道人口	(人)	16,560	16,357	16,325	16,173	16,130	
理			(4)農業集落排水施設人口	(人)	0	0	0	0	0	
形態別		3.水洗化·生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)			252	252	251	251	251	
人		4.≢	<b>F水洗化人口</b>	人)	88	88	86	86	86	
			(1)汲み取り人口	人)	88	88	86	86	86	
			(2)自家処理	(人)	0	0	0	0	0	
生》	生活排水処理率 (%)		98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	2.÷1.		
水剂	先化	;率		(%)	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	(2.+3.) ÷1.

資料:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

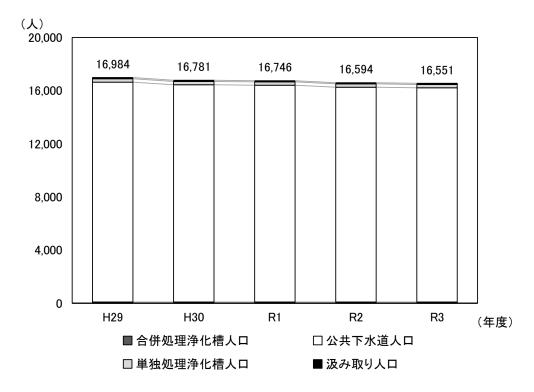


図 5-1 処理形態別人口の実績

#### 2. し尿・浄化槽汚泥排出量の状況

し尿・浄化槽汚泥排出量の実績を表 5-3 及び図 5-2 に示します。

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は汚泥再生処理センターで中間処理し、含水率 70% 以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用しています。

なお、単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の各原単位は実績が不明であるため、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 (2006 改定版)」に示される原単位 (単独処理浄化槽:0.75L/人日、合併処理浄化槽:1.2L/人日) を基に設定しています。

単独+合併処理浄化槽汚泥量 $(kL/年)=(a \times c + b \times d) \times 365 + 10^{-3}$ 

単独処理浄化槽人口:a、合併処理浄化槽人口:b 単独処理浄化槽原単位:c、合併処理浄化槽原単位:d

c:d=0.75L/人·日:1.2L/人·日

表 5-3 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

	区	分乀年度	H29	H30	R1	R2	R3
		し尿	88	88	86	86	86
収集人口		浄化槽汚泥	336	336	335	335	335
(人)		単独処理浄化槽	252	252	251	251	251
		合併処理浄化槽	84	84	84	84	84
		し尿	227	200	195	185	186
		浄化槽汚泥	187	204	170	147	94
│ 収集量 (kL/年)		単独処理浄化槽	140	153	127	109	71
(KE/ +/		合併処理浄化槽	47	51	43	38	23
		計	414	404	365	332	280
		し尿	7.07	6.23	6.20	5.89	5.93
原単位		浄化槽汚泥	1.52	1.66	1.39	1.20	0.77
(L/人日)		単独処理浄化槽	1.52	1.66	1.38	1.19	0.77
		合併処理浄化槽	1.53	1.66	1.40	1.24	0.75

資料:西秋川衛生組合「年間投入稼動実績年報(市町村別)」

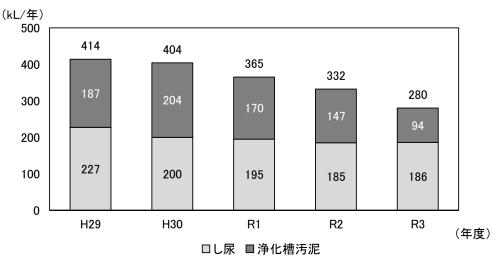


図 5-2 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

#### 3. 処理主体

本町における生活排水の処理主体を表 5-4 に示します。

表 5-4 生活排水の処理主体

種類	対象	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	東京都
公共下小垣	し派及び土冶維排水	日の出町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	西秋川衛生組合

#### 4. 収集・運搬体制

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を表 5-5 に示します。

本町では、し尿、浄化槽汚泥に区分して収集しています。し尿の収集は委託業者が随時 実施しており、浄化槽汚泥の収集は、許可業者が浄化槽の清掃時に行っています。

表 5-5 収集・運搬体制

区分	収集方式	収集回数		
し尿	委託	随時		
浄化槽汚泥	委託	浄化槽清掃時		

### 5. 処理施設の概要

#### (1) し尿処理施設の概要

し尿及び浄化槽汚泥は、組合の汚泥再生処理センターで処理しています。 し尿処理施設の概要を表 5-6 に示します。

表 5-6 し尿処理施設の概要

施設名称	西秋川衛生組合汚泥再生処理センター
所 在 地	東京都あきる野市小川東一丁目 1 番地 1
竣工	平成 31 年 3 月
処理方式	主処理:膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理方式
处理力式	資源化:助燃剤化(含水率 70%以下)
処理能力	24kL/日(し尿:8kL、浄化槽汚泥:16kL/日
处理能力	有機性廃棄物(下水道濃縮汚泥):0.1kL/日)

#### (2) 公共下水道の概要

本町で整備を行っている公共下水道の整備状況を表 5-7 に示します。

表 5-7 公共下水道の整備状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度
行政区域内人口(人)	16,872	16,705	16,647	16,563	16,500
処理区域面積(ha)	527	527	527	527	527
区域内人口(人)	16,867	16,700	16,642	16,556	16,493
下水道普及率(%)	99.97	99.97	99.97	99.96	99.96
水洗化人口(人)	16,448	16,284	16,226	16,142	16,079
下水道水洗化率(%)	97.49	97.48	97.47	97.46	97.45

資料:日の出町公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画(令和4年5月)

#### 6. 合併処理浄化槽の補助状況

本町では、下水道普及率が99.96%に達成し、公共下水道への接続を推進しているため、合併処理浄化槽の設置に関する補助は行っていません。

#### 7. 生活排水処理の課題

# (1) 生活排水処理全般における課題

生活排水処理率は令和 2 年度において 98.0%であり、全国平均の 88.3%を上回っていますが、東京都平均の 99.6%を下回っています。

そのため、公共下水道への接続を推進し、生活排水による河川への汚濁負荷量を減少させる必要があります。

#### (2) し尿及び浄化槽汚泥処理における課題

収集・運搬業務は、公共下水道への接続に伴い、収集量が変化することから、効率的な収集体制の整備に努める必要があります。

また、組合の汚泥再生処理センターは、平成31年3月に供用を開始しましたが、今後も適正な維持管理に努める必要があります。

#### 第2節 生活排水処理基本計画



#### 1. 基本方針

生活排水処理は、公共下水道の整備による処理を基本とします。

し尿及び浄化槽汚泥は、汚泥再生処理センターで引き続き処理を行いますが、本町では、下水道普及率が99.96%となっているため、公共下水道への接続を促進し、下水道処理率100%を目指します。

#### 2. 目標年度

本計画の計画期間は、ごみ処理基本計画と同じく令和 4 年度を計画初年度、目標年度を令和 14 年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね 5 年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

#### 3. 生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の予測結果を表 5-8 及び図 5-3 に示します。

表 5-8 生活排水処理形態別人口の予測結果

			区分	実績	予	測	
			<u></u>		R3	R7	R14
行〕	行政区域内人口(10月1日)				16,551	16,511	16,301
	計画	画処	理区域内人口	(人)	16,551	16,511	16,301
生		水	先化•生活雑排水処理人口	(人)	16,214	16,511	16,301
活			コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0
排水			合併処理浄化槽人口	(人)	84	0	0
処			公共下水道人口	(人)	16,130	16,511	16,301
理			農業集落排水施設人口	(人)	0	0	0
形態別			先化·生活雜排水未処理人口 単独処理浄化槽人口)	(人)	251	0	0
人		未	処理人口	(人)	86	0	0
			汲み取り人口	(人)	86	0	0
			自家処理	(人)	0	0	0
生	生活排水処理率		(%)	98.0%	100.0%	100.0%	
水剂	先化	率		(%)	99.5%	100.0%	100.0%

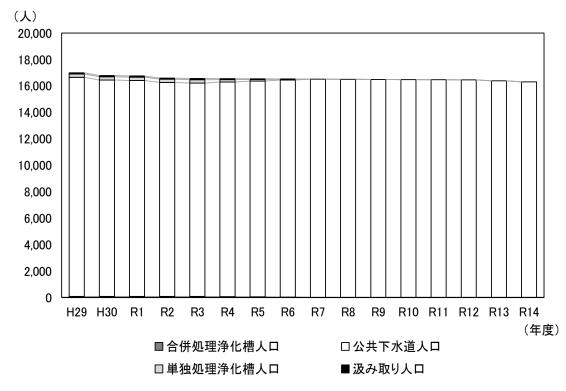


図 5-3 生活排水処理形態別人口の予測結果

#### 4. 収集•運搬計画

収集・運搬の範囲は現行どおり、本町の行政区域全域とします。

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、下水道処理率 100%を達成するまでは現行体制を 維持するものとします。

収集・運搬量の将来推移を表 5-9 に示します。

本町では、中間目標年度である令和7年度には下水道処理率100%を達成し、し尿・浄化槽汚泥の収集量はなくなる見込みです。

予測 実績 区 分 R3 R7 R14 し尿 (人) 86 0 0 収 浄化槽汚泥 0 0 (人) 335 集 単独処理浄化槽 (人) 251 0 0 人 合併処理浄化槽 84 0 0 (人) (人) 421 0 0 計 (kL/年) し尿 186 0 0 浄化槽汚泥 (kL/年) 94 0 0 収 71 0 0 集 単独処理浄化槽 (kL/年) 量 合併処理浄化槽 (kL/年) 23 0 0 0 計 (kL/年) 280 0 し尿 (L/人日) 5.93 原 \_ 浄化槽汚泥 (L/人日) 0.77 \_ 単 単独処理浄化槽 (L/人日) 0.77 位 (L/人日) 合併処理浄化槽 0.75

表 5-9 収集・運搬量の将来推移

#### 5. 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥は組合の汚泥再生処理センターで処理し、処理水は秋川に放流しています。今後も安定した処理ができるよう現行体制を維持します。

#### 6. 資源化•有効利用計画

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の脱水汚泥は、奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場(奥多摩町小河内浄化センター)から排出される濃縮汚泥とあわせて処理し、含水率70%以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用します。有効利用後の焼却灰については、現行のとおり、第2御前石最終処分場に埋立処分します。

#### 7. 生活排水処理区域計画

本町では、公共下水道事業を実施しています。下水道普及率が99.96%となっているため、今後公共下水道への接続を進めます。

#### 8. その他検討すべき事項

#### (1) 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を排水溝等に流さないように、住民への広報・啓発を行っています。本町では引き続き、広報・啓発活動を積極的に行い、適切な生活排水処理の実現を目指します。

#### (2) 下水道への接続について

河川・海など公共用水域の水質汚濁の原因として、単独処理浄化槽から排出される未 処理の生活雑排水の影響が大きいため、本町では引き続き、公共下水道への接続など により水洗化の促進を図ります。

#### (3) 住民に対する広報・啓発

適正な生活排水処理を行うためには、住民の理解と協力を得ながら推進することが 重要です。そのため、住民に対し、生活排水処理対策の必要性について、本町では引き 続き、広報・啓発を行い、適切な生活排水処理の実現を目指します。

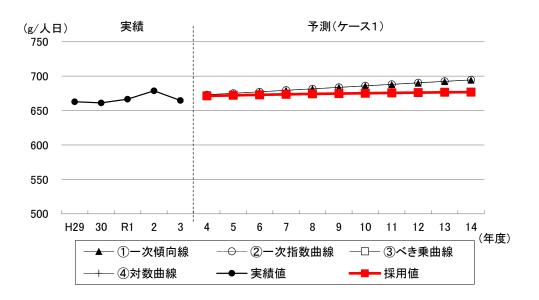
# 一資料編一

#### 1. ごみ排出量のトレンド予測

#### (1) 可燃ごみ

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績では令和2年度が増加し、推計式は増加傾向を示した。本計画では、
	最も緩やかに増加するべき乗曲線を採用する。

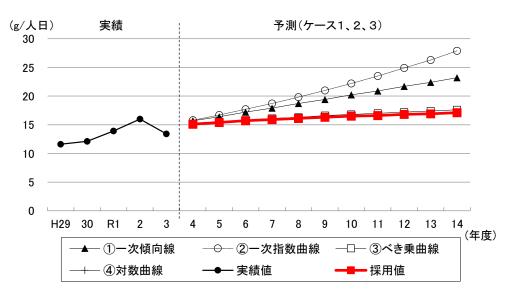
(g/人日) 予測値 年度 採用値 実績値 ①一次傾向線 ②一次指数曲線 ③べき乗曲線 ④対数曲線 H29 662.7 661.2 666.5 R1 2 678.6 3 664.6 4 673.1 673.1 671.3 671.4 671.3 675.2 675.2 672.2 672.2 672.2 5 6 677.3 677.3 672.9 673.0 672.9 679.5 673.6 7 679.4 673.6 673.6 674.2 8 681.6 681.7 674.2 674.2 683.7 683.8 674.7 674.7 674.7 9 10 685.8 686.0 675.2 675.2 675.2 11 687.9 688.2 675.7 675.7 675.7 12 690.0 690.4 676.1 676.1 676.1 692.5 692.2 676.5 676.5 676.5 13 14 694.3 694.7 676.8 676.8 676.8  $y=a \cdot x^b$ 推計式  $y=a+b\cdot x$ y=a•b<sup>x</sup> y=a+b•logx 定数 a 660.36000 660.38091 661.40213 661.39205 1.00318 12.81261 定数 b 2.12000 0.00832 収束値 k 決定係数 0.23371 0.23307 0.26015 0.26011 (相関係数²) 決定係数順位 3 4 2 数值順位 2 3 3



#### (2) 不燃ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	実績は平成29年度から令和2年度にかけて増加し、令和3年度に減少
	に転じたが、過去5年間で増加していることから、推計式は増加傾向を
	示した。本計画では、最も緩やかに増加する対数曲線を採用する。

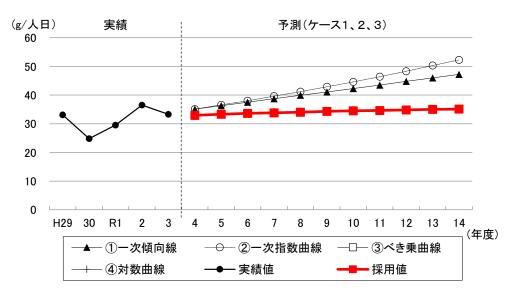
(g/人日) 予測値 年度 実績値 採用値 ①一次傾向線 2一次指数曲線 3べき乗曲線 ④対数曲線 H29 11.6 12.1 R1 13.9 2 16.0 3 13.4 4 15.7 15.8 15.1 15.1 15.1 16.7 15.5 15.4 5 16.4 15.4 6 17.2 17.7 15.8 15.7 15.7 7 18.7 16.1 15.9 15.9 17.9 8 18.7 19.8 16.3 16.1 16.1 21.0 16.6 16.3 19.4 16.3 9 10 20.2 22.2 16.8 16.5 16.5 20.9 23.5 17.0 16.6 16.6 11 12 21.7 24.9 17.2 16.8 16.8 22.4 26.3 17.4 16.9 16.9 13 14 23.2 27.9 17.6 17.1 17.1 推計式  $y=a+b\cdot x$ y=a•b<sup>x</sup> y=a•x<sup>b</sup> y=a+b•logx 定数 a 11.15000 11.22815 11.50525 11.47220 0.75000 1.05843 4.63596 定数 b 0.15246 収束値 k 決定係数 0.47111 0.44933 0.54284 0.54846 (相関係数<sup>2</sup>) 決定係数順位 3 数值順位 2 3



#### (3) 粗大ごみ

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は増減を繰り返しているが、推計式は増加傾向を示した。本計画で
	は、最も緩やかに増加するべき乗曲線を採用する。

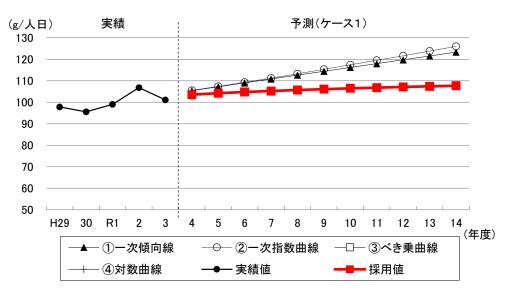
(g/人日) 予測値 年度 実績値 採用値 ①一次傾向線 ②一次指数曲線 ③べき乗曲線 ④対数曲線 H29 33.1 30 24.8 29.5 R1 2 36.5 3 33.3 4 32.9 35.1 35.1 32.9 33.1 5 36.3 36.6 33.3 33.4 33.3 37.5 38.0 33.6 33.7 33.6 6 7 38.7 39.6 33.8 34.0 33.8 41.2 34.0 34.2 34.0 8 39.9 9 41.1 42.9 34.3 34.4 34.3 34.5 10 42.3 44.6 34.5 34.5 11 43.5 46.4 34.6 34.7 34.6 34.8 12 44.8 48.3 34.8 34.8 13 46.0 50.3 35.0 35.0 35.0 47.2 35.1 35.1 35.1 14 52.3 推計式 y=a+b•x  $y=a \cdot x^b$ y=a•b<sup>x</sup> y=a+b•logx 定数 a 27.81000 27.65958 29.49927 29.27540 定数 b 1.21000 1.04066 0.06557 4.66706 収束値 k 決定係数 0.18377 0.19107 0.08976 0.08330 (相関係数<sup>2</sup>) 決定係数順位 2 3 4 数值順位 1 3 3



#### (4) 資源

採用値	対数曲線
採用理由	実績は増減を繰り返しているが、推計式は増加傾向を示した。本計画で
	は、最も緩やかに増加する対数曲線を採用する。

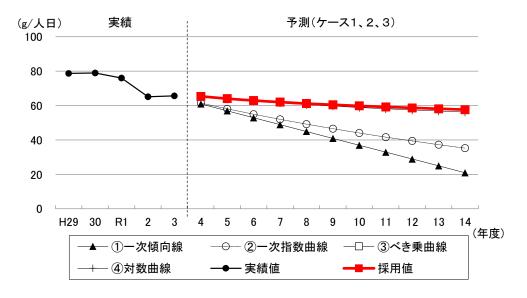
(g/人日) 予測値 年度 実績値 採用値 ①一次傾向線 ②一次指数曲線 ③べき乗曲線 ④対数曲線 H29 97.8 30 95.5 99.0 R1 106.8 2 3 101.1 4 105.5 103.5 103.5 105.4 103.5 5 107.2 107.4 104.2 104.2 104.2 109.0 109.3 104.8 104.8 104.8 6 7 110.8 111.2 105.3 105.2 105.2 112.6 113.2 105.7 105.7 105.7 8 9 114.4 115.3 106.2 106.1 106.1 117.4 106.5 10 116.2 106.5 106.5 11 117.9 119.5 106.9 106.8 106.8 119.7 121.6 107.2 107.1 107.1 12 13 121.5 123.8 107.5 107.4 107.4 123.3 126.0 107.8 107.7 107.7 14 推計式 y=a+b•x  $y=a \cdot x^b$ y=a•b<sup>x</sup> y=a+b•logx 定数 a 94.67000 94.76375 96.01681 96.05324 定数 b 1.79000 1.01798 0.04172 9.67493 収束値 k 決定係数 0.43574 0.43455 0.39154 0.38787 (相関係数<sup>2</sup>) 決定係数順位 2 3 4 数值順位 1 3



#### (5) 集団回収

採用値	べき乗曲線
採用理由	令和2年度、3年度は新型コロナウイルスの影響が考えられ、推計式は
	減少傾向を示した。本計画では、最も緩やかに減少するべき乗曲線を採
	用する。

(g/人日) 予測値 年度 実績値 採用値 ①一次傾向線 ②一次指数曲線 ③べき乗曲線 ④対数曲線 H29 78.7 30 78.9 R1 76.0 2 65.1 3 65.6 4 60.9 61.4 65.3 65.2 65.3 58.1 64.0 63.8 64.0 5 56.9 6 52.9 55.0 62.9 62.6 62.9 7 62.0 61.5 48.9 52.0 62.0 60.5 8 44.9 49.2 61.2 61.2 40.9 46.5 60.4 59.7 60.4 9 10 36.9 44.0 59.8 58.9 59.8 32.9 41.6 59.2 58.1 59.2 11 12 28.9 39.4 58.6 57.4 58.6 24.9 37.2 58.1 56.8 58.1 13 14 20.9 35.2 57.6 56.2 57.6 推計式  $y=a+b\cdot x$ y=a•x<sup>b</sup> y=a+b•logx y=a•b<sup>x</sup> 定数 a 84.86000 85.77513 81.99818 81.63545 定数 b -4.00000 0.94588 -0.12730 -21.10313 収束値 k 決定係数 0.82742 0.81768 0.67957 0.70173 (相関係数<sup>2</sup>) 決定係数順位 2 3 数值順位 4 3 2

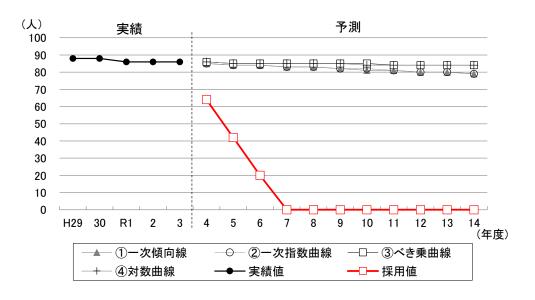


# 2. 処理形態別人口のトレンド予測

# (1) し尿汲み取り人口

採用値	令和7年度までにゼロ人
採用理由	政策論的な判断からし尿収集人口はなるべく早くなくなることが望ま
	しく、令和7年度までにゼロ人を目指す。

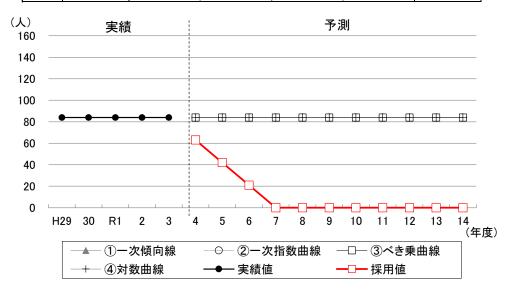
						(人)
年度	実績値	予測値				採用値
+ 段	天視胆	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	休用胆
29	88					
30	88					
R1	86					
2	86					
3	86					
4		85	85	86	86	64
5		84	84	85	85	42
6		84	84	85	85	20
7		83	83	85	85	0
8		83	83	85	85	0
9		82	82	85	85	0
10		81	82	85	84	0
11		81	81	84	84	0
12		80	80	84	84	0
13		80	80	84	84	0
14		79	79	84	84	0
	推計式	y=a+b•x	y=a∙b <sup>×</sup>	y=a•x <sup>b</sup>	y=a+b•logx	
	定数 a	88.60000	88.60902	88.25160	88.24838	
	定数 b	-0.60000	0.99313	-0.01739	-3.48305	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数²)	0.75000	0.75171	0.76936	0.77011	
	決定係数順位	4	3	2	1	
	数值順位	4	3	1	1	



# (2) 合併処理浄化槽人口

採用値	令和7年度までにゼロ人
採用理由	政策論的な判断からし尿収集人口はなるべく早くなくなることが望ま
	しく、令和7年度までにゼロ人を目指す。

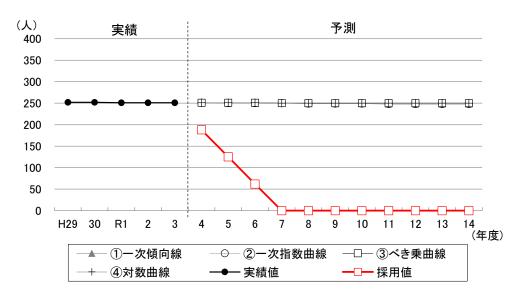
						(人)
   年度	中结体		予測値			拉田店
平 <u></u>	実績値	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	採用値
29	84					
30	84					
R1	84					
2	84					
3	84					
4		84	84	84	84	63
5		84	84	84	84	42
6		84	84	84	84	21
7		84	84	84	84	0
8		84	84	84	84	0
9		84	84	84	84	0
10		84	84	84	84	0
11		84	84	84	84	0
12		84	84	84	84	0
13		84	84	84	84	0
14		84	84	84	84	0
	推計式	y=a+b•x	y=a•b <sup>×</sup>	y=a•x <sup>b</sup>	y=a+b•logx	
	定数 a	84.00000	84.00000	84.00000	84.00000	
	定数 b	0.00000	1.00000	0.00000	0.00000	
	定数 c					
	収束値 k					
	決定係数					
	(相関係数 <sup>2</sup> )					
	決定係数順位					
	数值順位	1	1	1	1	



#### (3) 単独処理浄化槽人口

採用値	令和7年度までにゼロ人
採用理由	政策論的な判断からし尿収集人口はなるべく早くなくなることが望ま
	しく、令和7年度までにゼロ人を目指す。

						(人)
年度	実績値		採用値			
十段	天根旭	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	休用胆
29	252					
30	252					
R1	251					
2	251					
3	251					
4		251	251	251	251	188
5		250	250	251	251	125
6		250	250	251	251	62
7		250	250	250	250	0
8		249	249	250	250	0
9		249	249	250	250	0
10		249	249	250	250	0
11		248	248	250	250	0
12		248	248	250	250	0
13		248	248	250	250	0
14		248	248	250	250	0
	推計式	y=a+b•x	y=a∙b <sup>×</sup>	y=a • x <sup>b</sup>	y=a+b•logx	
	定数 a	252.30000	252.30078	252.12447	252.12419	
	定数 b	-0.30000	0.99881	-0.00301	-1.74152	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数²)	0.75000	0.75030	0.76998	0.77011	
	決定係数順位	4	3	2	1	
	数值順位	3	3	1	1	



# 3. 処理形態別人口の予測結果

公共下水道の水洗化人口を調整人口とし、計画処理区域内人口-(合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口、自家処理)=公共下水道の水洗化人口とします。 また、1人1日当たりし尿量、単独処理浄化槽汚泥量、合併処理浄化槽汚泥量の推計は、過去5年間の平均値とし、それぞれの収集・運搬量を算出しています。

区分			実績				予測												
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
行政区域内人口(10月1日) (人)			(人)	16,984	16,781	16,746	16,594	16,551	16,541	16,531	16,521	16,511	16,501	16,491	16,481	16,471	16,459	16,380	16,301
曺	十画処理区域内人口 (人)		(人)	16,984	16,781	16,746	16,594	16,551	16,541	16,531	16,521	16,511	16,501	16,491	16,481	16,471	16,459	16,380	16,301
生活排水処理形態別人口	水	洗化 生活雑排水処理人口	(人)	16,644	16,441	16,409	16,257	16,214	16,289	16,364	16,439	16,511	16,501	16,491	16,481	16,471	16,459	16,380	16,301
		コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合併処理浄化槽人口	(人)	84	84	84	84	84	63	42	21	0	0	0	0	0	0	0	0
		公共下水道人口	(人)	16,560	16,357	16,325	16,173	16,130	16,226	16,322	16,418	16,511	16,501	16,491	16,481	16,471	16,459	16,380	16,301
		農業集落排水施設人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		洗化·生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	252	252	251	251	251	188	125	62	0	0	0	0	0	0	0	0
	非	水洗化人口	(人)	88	88	86	86	86	64	42	20	0	0	0	0	0	0	0	0
		汲み取り人口	(人)	88	88	86	86	86	64	42	20	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家処理	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)			(%)	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.5%	99.0%	99.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
水洗化率 (%)			(%)	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.6%	99.7%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
区分			実績				予測												
				H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
収集人	U		(人)	88	88	86	86	86	64	42	20	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄	化槽汚泥	(人)	336	336	335	335	335	251	167	83	0	0	0	0	0	0	0	0
		単独処理浄化槽	(人)	252	252	251	251	251	188	125	62	0	0	0	0	0	0	0	0
	-	合併処理浄化槽	(人)	84	84	84	84	84	63	42	21	0	0	0	0	0	0	0	0
		<u></u>	(人)	424	424	421	421	421	315	209	103	0	0	0	0	0	0	0	0
収集量	U.		(L/年)	227	200	195	185	186	146	96	46	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄		(L/年)	187	204	170	147	94	119	79	39	0	0	0	0	0	0	0	0
			(L/年)	140	153	127	109	71	89	59	29	0	0	0	0	0	0	0	0
			(L/年)	47	51	43	38	23	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
原単位	+		(L/年)	414	404	365	332	280		175	85			0	0	0	0	0	0
	<u>し</u>		/人日)	7.07	6.23	6.20	5.89	5.93	6.26	6.26	6.26		_	-	-	_	-	-	
	浄		/人日)	1.52	1.66	1.39	1.20	0.77	1.30	1.29	1.29	-	-	-	-	-	-	-	
			/人日)	1.52	1.66	1.38	1.19	0.77	1.30	1.30	1.30	-	-	-	-	-	-	-	-
		合併処理浄化槽 (L/	/人日)	1.53	1.66	1.40	1.24	0.75	1.32	1.32	1.32	-	-	-	-		-		_